特定個人情報保護評価書（全項目評価書）

評価書番号	評価書名
3	地方税に関する事務に係る全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岩手県は、地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の確保に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

岩手県知事

個人情報保護委員会　承認日　【行政機関等のみ】

公表日

［令和7年5月　様式4］

項目一覧

Ⅰ　基本情報
（別添1）事務の内容
Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要
（別添2）特定個人情報ファイル記録項目
Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
Ⅳ　その他のリスク対策
Ⅴ　開示請求、問合せ
Ⅵ　評価実施手続
（別添3）　変更箇所

Ⅰ　基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税の賦課徴収に関する事務
②事務の内容　※	＜個人事業税課税事務＞ 　国税庁から提供される所得税データに基づき、課税対象事業者であるか判定のうえ、課税額を確定し、事業主に納税通知書を送付する。 ＜不動産取得税課税事務＞ 　法務省（地方法務局）の不動産登記情報により不動産の所有権移転を把握、市町村から通知される固定資産課税台帳価格に基づき課税額を確定し、不動産の取得者に納税通知書を送付する。 ＜自動車税課税事務＞ 　国土交通省（運輸支局）から通知される自動車登録データにより、自動車の所有者や排気量等課税に必要なデータを取り込み、課税額を確定し、自動車の所有者に納税通知書を送付する。 ＜収納事務＞ 　各課税額に対応する納付データにより収納処理を行い、過誤納分については還付・充当処理を行う。 ＜滞納整理事務＞ 　納期限までに納付がないものに対して督促や滞納処分を行う。
③対象人数	[　　30万人以上　　]　＜選択肢＞ 1) 1,000人未満　　2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満　　4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	県税クラウドサービス
②システムの機能	県税賦課徴収事務の基幹となるシステムであり、県税に係る全税目の課税管理から収納管理、滞納管理に至るまでの一連の機能を有している。主な機能としては以下のとおりである。 ＜共通宛名管理機能＞ 全税目に係る宛名情報（個人番号を含む）を一元的に管理する機能。 ＜課税管理機能＞ 申告書等による情報から県税の課税状況を管理する機能。 ＜収納管理機能＞ 県税の納税証明書の発行、収納、還付、充当等の収納状況を管理する機能。 また、県税が未納となっている滞納者に対して督促状を発付する機能。 ＜滞納管理機能＞ 督促状発付後の滞納者に対する滞納整理等の状況を管理する機能。
③他のシステムとの接続	[　] 情報提供ネットワークシステム　　[　] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　] 既存住民基本台帳システム [　] 宛名システム等　　[　] 税務システム [○] その他　（ 地方税ポータルシステム（eLTAX）　　）

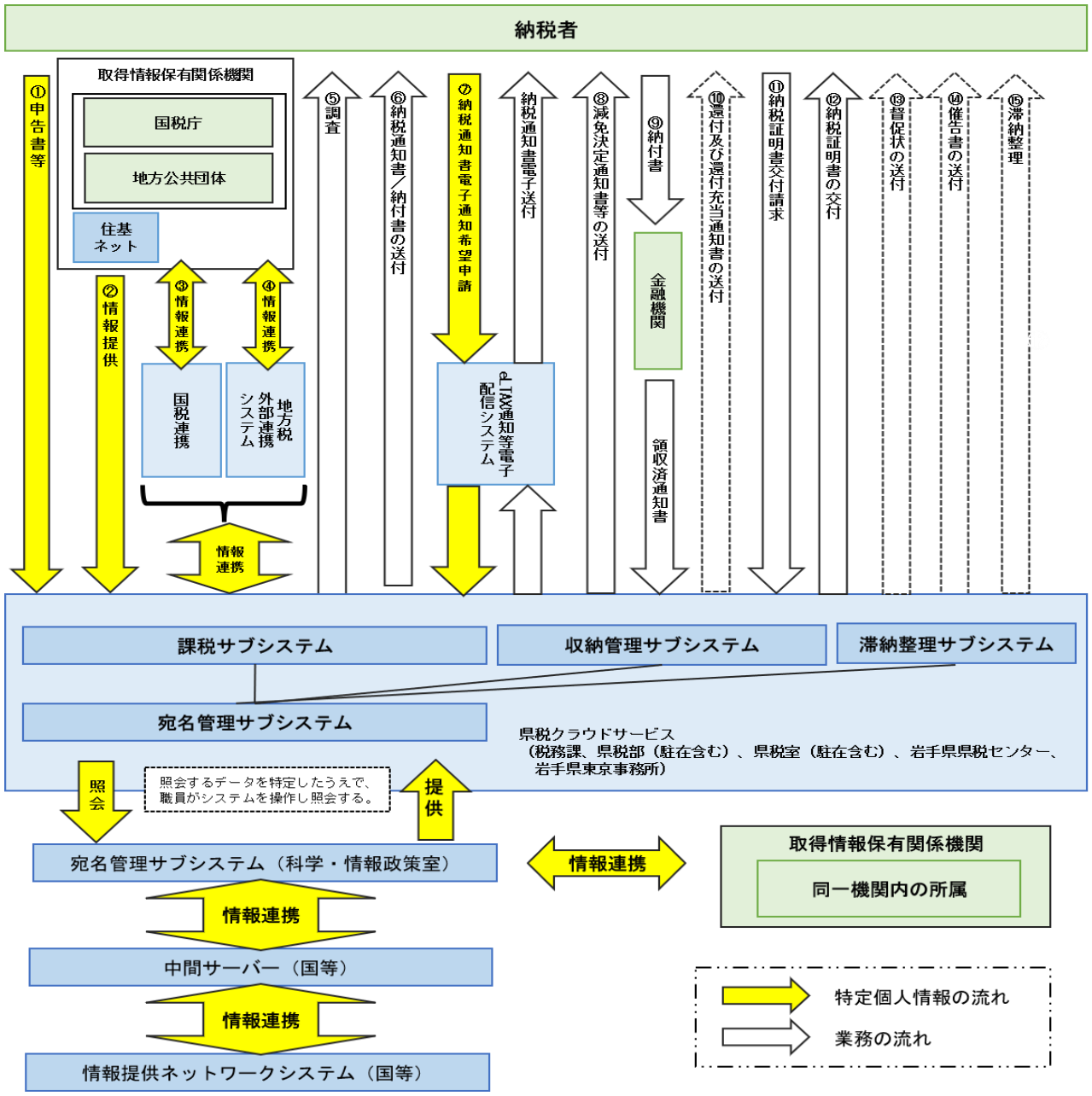
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	地方税ポータルシステム（eLTAX）
②システムの機能	国および地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、地方税共同機構（旧 地方税電子化協議会）が構築したシステムであり、平成17年1月から運用が開始された。データの送受信はすべて総合行政ネットワーク（LGWAN※）を通じて行われる。本システム内には、以下のとおり特定個人情報を取り扱うサブシステムが設けられている。 ※…インターネットから切り離された国や地方公共団体との通信のための閉域網 1. 国税連携システム ＜申告書データ受信＞・・・税務署に申告された所得税確定申告書等データを受領するための機能。 ＜国税・地方税間照会業務＞…国税・地方税間で滞納情報に係る照会回答を行う機能。 ＜団体間回送業務＞・・・地方公共団体間で税務署に申告された所得税申告書を回送するための機能。 2. 地方税外部連携システム ＜団体間照会業務＞・・・地方公共団体間で滞納情報に係る照会回答を行う機能。 ＜団体間回送業務＞・・・地方公共団体間で不動産評価情報の通知等を回送するための機能。 3. eLTAX通知等電子配信システム 自動車税納税通知書等の電子通知希望申請の受付機能及び、電子通知希望申請のあった納税者に対して電子的に配信を行う機能。
③他のシステムとの接続	[　] 情報提供ネットワークシステム　[　] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　[　] 既存住民基本台帳システム [　] 宛名システム等　[○] 税務システム [　] その他　（　）
システム3	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム（※都道府県サーバー部分について記載）
②システムの機能	・　都道府県知事保存本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、市町村CSを経由して通知された本人確認情報の更新情報を基に当該ファイルを更新し、全国サーバーに対して当該本人確認情報の更新情報を通知する。 ・　都道府県の執行機関による住基法に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の個人番号又は基本4情報等に対応する本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供する。 ・　法律に基づく住民による自己の本人確認情報の開示請求に対応するため、当該個人の本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、帳票に出力する。 ・　全国サーバーに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 ・　代表端末又は業務端末において入力された4情報（氏名、住所、性別、生年月日）の組合せをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 ・　都道府県知事保存本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村から本人確認情報を受領し、当該本人確認情報を用いて当該ファイルに記録された本人確認情報の整合性の確認を行う。
③他のシステムとの接続	[　] 情報提供ネットワークシステム　[　] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　[　] 既存住民基本台帳システム [　] 宛名システム等　[　] 税務システム [　] その他　（　）

システム4	
①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	・ 団体内統合宛名番号付番機能：団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番し、業務システムにその結果を反映する機能。 ・ 宛名情報等管理機能：個人番号、団体内統合宛名番号、宛名情報をひも付けて保存し、管理する機能。 ・ 中間サーバー連携機能：中間サーバーに対して、業務システムの情報照会用データ又は情報提供用データを送信し、その結果を取得する機能。 ・ 業務システム連携機能：業務システムから出力された情報照会用データ又は情報提供用データを読み込み、「3　中間サーバー連携機能」により取得した結果を出力する。 ・ 職員認証・権限管理機能：職員認証によりアクセス制御を実現する機能。
③他のシステムとの接続	[　] 情報提供ネットワークシステム　[　] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　[　] 既存住民基本台帳システム [　] 宛名システム等　[　] 税務システム [○] その他　（ 中間サーバー　）
システム5	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）、団体内統合宛名システムとデータの受け渡しを行うことで、符号（※1）の取得や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。 （※1）セキュリティの観点により、中間サーバーは直接「個人番号」を使用せず、「符号」を使用して他情報保有機関との間で情報照会及び情報提供を行う。 ・ 符号管理機能：情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」と情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」とをひも付け、その情報を保管・管理する機能。 ・ 情報照会機能：情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報の照会及び照会した情報を受領する機能。 ・ 情報提供側機能：情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報の提供を行う機能。 ・ 既存システム連携機能：団体内統合宛名システム、業務システムとの間で情報照会、情報提供等のための情報を連携する機能。 ・ 情報提供記録管理機能：特定個人情報の照会又は提供があった旨の情報提供等の記録を生成し、管理する機能。 ・ 情報提供データベース管理機能：情報提供データベースを更新・管理する機能。 ・ データ送受信機能：情報照会、情報提供等に関するデータを送受信する機能。 ・ セキュリティ管理機能：暗号化、復号、鍵管理等のセキュリティ管理を実現する機能。 ・ 職員認証・権限管理機能：職員認証及び職員に付された権限に基づきアクセス制御を実現する機能。 ・ システム管理機能：時刻同期、稼働監視、運用管理、バックアップ等のシステム管理全般を実現する機能。
③他のシステムとの接続	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　[　] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等　[　] 税務システム [　] その他　（　）

3. 特定個人情報ファイル名
県税クラウドサービスデータベースファイル

4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	県税の公平・公正な賦課徴収事務を行う上で、個人の特定や名寄せの正確性の向上、効率化する必要がある。
②実現が期待されるメリット	・ 個人番号を利用することにより、課税客体の正確な把握や、名寄せの最適化による効率的な事務処理が行うことができる。 ・ 情報提供ネットワークを通じた行政機関間の情報連携により、課税客体把握の効率化や正確性の向上が図られる。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の24及び133の項
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び主務省令
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	岩手県総務部税務課
②所属長の役職名	総括課長
8. 他の評価実施機関	

（別添1）事務の内容



（備考）

①納税者から提出される個人番号が記載された申告書等を受付け、確認を行う。
②関係機関等からの情報により個人番号が記載された申告書等の確認を行う。
③国税庁（税務署）に提出された所得税申告書のうち、個人事業税の納税義務者に係るもの及び国税・地方税間で滞納情報に係る照会回答情報について、地方税ポータルセンタ経由で国税連携システムへと連携されたデータを取り込む。
④地方公共団体間で回送する不動産評価情報等、滞納情報に係る照会回答情報について地方税外部連携システムへ連携されたデータを取り込む。
⑤必要に応じて納税者や申告書等の内容について調査を行う。
⑥①～⑤により課税した内容について、納税者に納税通知書を送付する。
⑦納税義務者等から受け付けた納税通知書電子通知希望申請に対し、納税通知書電子データをeLTAX通知等電子配信システムへ登録して通知する。
⑧①～⑤により決定した減免決定について、納税者に減免決定通知書等を送付する。
⑨納税者が納付書等により納付したことについて、金融機関からの領収済通知書等により確認する。
⑩納付額が課税額より多い場合は、納税者に還付充当通知書の送付と超過額の還付を行う。
⑪納税者からの個人番号が記載された納税証明書交付請求書を受付け、確認を行う。
⑫⑨に係る納税証明書を納税者に交付する。
⑬納税者からの納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は、納税者に督促状を送付する。
⑭（⑮）督促した納税者から納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は、催告書の送付や滞納整理を行う。

Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
県税クラウドサービスデータベースファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[　　システム用ファイル　　] ＜選択肢＞ 1）システム用ファイル 2）その他の電子ファイル（表計算ファイル等）
②対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	納税義務者及び課税調査対象者
その必要性	県税の公平・公正な賦課徴収のため、上記対象者の特定個人情報を取り扱う。
④記録される項目	[　　100項目以上　　] ＜選択肢＞ 1）10項目未満　2）10項目以上50項目未満 3）50項目以上100項目未満　4）100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [○] 個人番号　[　] 個人番号対応符号　[　] その他識別情報（内部番号） ・連絡先等情報 [○] 5情報（氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所）　[　] 連絡先（電話番号等） [　] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [○] 国税関係情報　[○] 地方税関係情報　[　] 健康・医療関係情報 [　] 医療保険関係情報　[　] 児童福祉・子育て関係情報　[○] 障害者福祉関係情報 [　] 生活保護・社会福祉関係情報　[　] 介護・高齢者福祉関係情報 [　] 雇用・労働関係情報　[　] 年金関係情報　[　] 学校・教育関係情報 [　] 災害関係情報 [　] その他　（　　）
その妥当性	＜個人番号及びその他識別情報＞ 納税義務者を正確に特定するため保有する。 ＜本人確認情報及び連絡先＞ ・ 把握した納税義務者情報との照合を行い、氏名表記の誤りや同姓同名者の取り違え等を防止するために保有する。 ・ 納税義務者が死亡している場合、相続人に対し課税するために保有する。 ＜障害者福祉関係情報＞ 税の障害者軽減の確認のために保有する。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	令和6年9月17日
⑥事務担当部署	税務課、広域振興局県税部（駐在含む）、経営企画部県税室（駐在含む）、岩手県県税センター、岩手県東京事務所

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		[○] 本人又は本人の代理人 [] 評価実施機関内の他部署 （ ） [○] 行政機関・独立行政法人等 （ ） [○] 地方公共団体・地方独立行政法人 （ ） [] 民間事業者 （ ） [] その他 （ ）
②入手方法		[○] 紙 [] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [] フラッシュメモリ [] 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム [] 情報提供ネットワークシステム [○] その他 （ 地方税ポータルシステム（eLTAX） / 住民基本台帳システム ）
③入手の時期・頻度		・ 本人又は本人の代理人から申告又は申請等を受ける都度 ・ 国税庁、他の地方公共団体から税情報等の提供を受ける都度 ・ 基本4情報、個人番号の確認が必要な都度 （いずれも年間を通じて日次で随時の入手を行っている）
④入手に係る妥当性		・ 申告等からの情報は、県税の賦課徴収のため、法令に定められた時期・頻度・方法にて本人又は代理人から提供を受ける。 ・ 国税庁又は他の地方公共団体からは、県税の賦課徴収のため、法令に基づき税情報若しくは減免決定等に必要な情報の提供を受ける。 ・ 基本4情報及び個人番号は、真正性の確認のため住民基本台帳ネットワークシステムより取得する。
⑤本人への明示		＜本人または本人の代理人からの入手＞ 地方税法その他の地方税に関する法律に、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が規定されることにより明示される。 ＜評価実施機関内の他部署＞ 条例に評価実施機関内で保有する特定個人情報の提供を受ける旨が規定されることにより明示される。 ＜国税庁、他の都道府県、市町村からの入手＞ 地方税の適正かつ公平な賦課及び徴収を行うため、地方税法第72条の59に基づき、必要な情報の提供を受ける旨が規定されていることにより明示される。
⑥使用目的 ※		県税の公平・公正かつ効率的な賦課徴収を行うため。
	変更の妥当性	ー
⑦使用の主体	使用部署 ※	税務課、広域振興局県税部（駐在含む）、経営企画部県税室（駐在含む）、岩手県県税センター、岩手県東京事務所
	使用者数	[100人以上500人未満] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
⑧使用方法 ※		＜課税に関する事務＞ 課税の基礎となる申告及び届出情報に関する管理を行う。 ＜収納に関する事務＞ 収納、還付、充当や督促などの収納管理に関する事務を行う。 ＜滞納に関する事務＞ 滞納者情報を管理するための事務を行う。 ＜あて名に関する事務＞ 納税義務者情報の特定や突合を行い、県税クラウドサービスで保有しているあて名情報の管理を行う。

	情報の突合 ※	＜課税に関する事務＞ ・ 納税義務者から税の減免申請があった場合は、情報提供ネットワークを通じて市町村等関係機関から入手した情報と申請内容（減免要件）を突合して確認する。 ・ 納税義務者から低税率適用申請があった場合は、情報提供ネットワークを通じて市町村から入手した所得情報等と申請内容（所得要件等）を突合して確認する。 ＜あて名に関する事務＞ ・ 県税の課税、徴収のため住所等の納税義務者の個人情報を確認する。 ・ 一人で複数のあて名を保有している納税義務者情報を個人番号をキーにして名寄せ、突合する。
	情報の統計分析 ※	課税件数や業種ごとの課税額の集計等は行っているが、特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行っていない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	県税の税額決定、障害者に対する県税の減免決定、滞納処分の決定。
⑨使用開始日		令和6年9月17日
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[委託する] ＜選択肢＞ 1）委託する 2）委託しない （ 2 ） 件
委託事項1		県税クラウドサービスの運用維持管理業務
①委託内容		県税クラウドサービスの運用、維持管理に関する業務
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] ＜選択肢＞ 1）特定個人情報ファイルの全体 2）特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	納税義務者及び課税調査対象者
	その妥当性	公平公正な賦課徴収を目的として、必要な範囲の特定個人情報を含む情報を円滑かつ迅速に処理するため、専門的知識・技術を有する者にシステムの維持管理を委託する必要がある。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[]専用線 []電子メール []電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） []フラッシュメモリ []紙 [○]その他 （ 総合行政ネットワーク（LGWAN） ）
⑤委託先名の確認方法		委託先が決定した際には、岩手県報にて公表している。（岩手県報は、岩手県ホームページから閲覧可能。）
⑥委託先名		株式会社NTTデータ
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] ＜選択肢＞ 1）再委託する 2）再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	再委託は原則禁止しているが、委託先から再委託の承認申請があり、理由や内容を精査し、県が承認した場合に限り、許諾する。なお、秘密保持等について委託先と同等の一切の義務を遵守させる条件を付す。
	⑨再委託事項	県税クラウドサービスの運用維持管理業務の一部
委託事項2～5		

委託事項2		地方税ポータルシステム（eLTAX）の運用業務
①委託内容		地方税ポータルシステム（eLTAX）と県税クラウドサービス間とのデータ連携等に係る業務
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部]　＜選択肢＞ 1）特定個人情報ファイルの全体 2）特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　]　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
	対象となる本人の範囲　※	納税者及び課税調査対象者
	その妥当性	地方税ポータルシステム（eLTAX）の安定的な維持運用等を図るため、地方税共同機構が認定した事業者に運用業務を委託する必要がある。
③委託先における取扱者数		[　10人未満　]　＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[　]専用線　[　]電子メール　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　[　]紙 [○]その他　（ 総合行政ネットワーク（LGWAN）　）
⑤委託先名の確認方法		委託先が決定した際には、岩手県報にて公表している。（岩手県報は、岩手県ホームページから閲覧可能。）
⑥委託先名		株式会社NTTデータ・アイ
再委託	⑦再委託の有無　※	[　再委託する　]　＜選択肢＞ 1）再委託する　2）再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	再委託は原則禁止しているが、委託先から再委託の承認申請があり、理由や内容を精査し、県が承認した場合に限り、許諾する。なお、秘密保持等について委託先と同等の一切の義務を遵守させる条件を付す。
	⑨再委託事項	eLTAXサービスの利用における現地対応作業及び問合せ対応
5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）		
提供・移転の有無		[○]提供を行っている　（　1）件　[　]移転を行っている　（　）件 [　]行っていない
提供先1		他の都道府県知事
①法令上の根拠		番号法第19条第11号
②提供先における用途		個人事業税の課税事務
③提供する情報		本県で賦課しない者に係る所得税の申告書情報
④提供する情報の対象となる本人の数		[　1万人未満　]　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		本県で賦課しない者に係る所得税の申告書情報
⑥提供方法		[　]情報提供ネットワークシステム　[　]専用線 [　]電子メール　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　[　]紙 [○]その他　（ 総合行政ネットワーク（LGWAN）　）
⑦時期・頻度		他都道府県が賦課する者であったことが判明した場合に提供する。

提供先2～5		
提供先2		他の都道府県知事，市町村長，国の税務官署
①法令上の根拠		番号利用法第19条第10号及び第15号
②提供先における用途		他の都道府県又は市区町村における地方税法等の規定に基づく地方税の賦課徴収，国税の賦課徴収
③提供する情報		地方税法等又は国税に関する法令に規定する情報（課税根拠資料等）
④提供する情報の対象となる本人の数		[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		県税等の納税者等（代理人を除く。）及び県税調査の対象者のうち，地方税法等又は国税に関する法令の規定により，他の都道府県知事，市区町村長又は国の税務官署に情報提供（通知等）を行う旨が定められているもの。
⑥提供方法		[　]情報提供ネットワークシステム　[　]専用線 [　]電子メール　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　[　]紙 [○]その他　（ 総合行政ネットワーク（LGWAN）　）
⑦時期・頻度		随時（地方税法等又は国税に関する法令に定める時期）
6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所　※		＜県税クラウドサービスにおける措置及び文書における措置＞ ・　データセンターは国内にあり、委託業者により24時間365日有人監視・監視カメラでの監視を実施している。 ・　県税クラウドサービスにアクセスできる環境への入室は、IDカード、指紋認証による多要素認証にて入室を制限し、入退室はすべて記録している。 ・　紙媒体の保管は、保護責任者が定めた場所に保管し、事務取扱担当者以外が閲覧できないよう施錠を行っている。 ・特定個人情報を取り扱う事務を実施する区域を設定し、パーテーションや受付棚等によって部外者（県職員以外）の立ち入りを制限している。 ＜地方税ポータルシステム（eLTAX）における措置＞ ・　入退室管理を実施しているサーバー室において保管している。 ・　サーバーへの入退室には生体認証を利用している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・　中間サーバー・プラットフォームは政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ・　特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。
②保管期間	期間	[　6年以上10年未満　] ＜選択肢＞ 1）1年未満　2）1年　3）2年 4）3年　5）4年　6）5年 7）6年以上10年未満　8）10年以上20年未満　9）20年以上 10）定められていない
	その妥当性	地方税法第17条の5（賦課決定期間）、第18条（徴収権の消滅時効）及び第18条の3（還付金の消滅時効）を考慮して決定している。

③消去方法	＜県税クラウドサービスにおける措置及び文書における措置＞ 保管期間を経過しかつ完納分の特定個人情報については、システムで条件設定し定期的（年度毎）に消去する。申告書等の紙媒体については、シュレッダーによる裁断、焼却、溶解処理を行う。電子記録媒体について は、復元及び判読が不可能となる方法により消去する。 ＜地方税ポータルシステム（eLTAX）における措置＞ 操作手引書で定められた手順により消去する。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・ 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。 さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。 ・ 中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。
7．備考	

（別添2）特定個人情報ファイル記録項目

■あて名管理
＜あて名履歴マスタ(32項目)＞
あて名あて名番号 / あて名履歴番号 / あて名県税事務所コード / あて名法・個人区分 / あて名氏名・名称（漢字） / あて名氏名・名称（カナ） / あて名前後区分 / あて名組織分類 / あて名個別郵便番号 / あて名住所コード / あて名番地・方書（漢字） / あて名番地・方書（カナ） / あて名自宅・本社TEL / あて名携帯電話 / あて名営業所・他TEL / あて名生年月日・設立年月日 / あて名変更事由コード / あて名変更事由補足 / あて名性別コード / あて名住所非公開フラグ / あて名個人・法人番号 / あて名真正性状態コード / あて名入手元 / あて名団体内統合あて名番号 / あて名削除フラグ / 登録更新日付 / 登録更新時刻 / 登録更新ユーザID / あて名移動日 / あて名予備1 / あて名予備2 / あて名予備3

＜あて名検索キーマスタ(9項目)＞
あて名あて名番号 / あて名氏名検索キー / あて名新漢字検索キー / あて名氏名カナ検索キー / あて名住所コード / 番地検索キー / あて名法・個人区分 / あて名組織コード / あて名削除フラグ

＜あて名登録キーマスタ(17項目)＞
あて名あて名番号 / あて名登録キー / あて名税目コード / あて名県税事務所コード / あて名分離・併合フラグ / あて名削除フラグ / あて名口振口座SEQ / あて名還付口座SEQ / あて名送付先SEQ / あて名連帯納税者SEQ / 登録更新日付 / 登録更新時刻 / 登録更新ユーザID / あて名移動日 / あて名予備1 / あて名予備2 / あて名予備3

＜あて名証跡履歴マスタ(12項目)＞
業共通ユーザID / あて名証跡日付 / あて名証跡履歴番号 / あて名証跡時刻 / あて名個人・法人番号 / あて名あて名番号 / あて名履歴番号 / あて名証跡画面ID / あて名削除フラグ / 登録更新日付 / 登録更新時刻 / 登録更新ユーザID

Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※（7．リスク1⑨を除く。）

1．特定個人情報ファイル名	
県税クラウドサービスデータベースファイル	
2．特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1：　目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	地方税法に基づいて提出される申告書は，対象者本人（または代理人）が記載、入力して提出するものであり，当該申告書においては，当該対象者の情報しか入手することは出来ない。また、他機関から入手する情報は、法令で定められた範囲・方法による取得に限定されるため法令で定められる場合以外の入手は行われない。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	法令で定められた様式を納税者本人に示すことで、記載項目以上の情報を入手することの防止に努める。また、他機関から入手する情報は法令で定められる様式等により、システム及びファイルで入手する場合は標準的レイアウトにより提供を受け取るため、必要以上の情報を入手することができない。
その他の措置の内容	ー
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている
リスク2：　不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	法令で定められた手続・様式により特定個人情報の入手を行うことで、その用途を本人に明示し、本人についての必要な情報のみを入手する。他機関から情報を入手する際も同様に、法令で定められた手続・様式及びデータ標準などにより授受をすることで、不必要な情報を入手すること及び必要な情報を不正な方法で入手することを防止する。 eLTAX通知等電子配信システムでは、納税者が申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。システムの画面の誘導において納税者に理解してもらいながら操作をしていただくことで、納税者に過剰な負担をかけることなく申請を実施いただけるよう措置を講じている。
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている
リスク3：　入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<本人から個人番号の提供を求める場合の措置> 番号法等の法令に基づき、個人番号カード、運転免許証及び旅券等の書類で確認するなどの方法により行う。 <代理人から個人番号の提供を求める場合の措置> 番号法等の法令に基づき、委任状等で代理権の確認を行うとともに、個人番号カード、運転免許証及び旅券等の書類で代理人の本人確認を行う。 ＜地方税ポータルシステム（eLTAX）＞ 国税連携システムおよび地方税外部連携システムで送信される情報は、番号法令に基づき本人確認された情報が受信される。 eLTAX通知等電子配信システムにおいては、納税義務者が申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付す必要があり、有効性確認、改ざん検知等の署名検証を実施することで本人確認を実施する。
個人番号の真正性確認の措置の内容	番号法等の法令に基づき、個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票の写し等の書類又は住民基本台帳ネットワークで確認するなどの方法により行う。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	県に提出された申告書等に記載される氏名・住所等の本人確認に関わる情報は、個人番号カード、運転免許証及び旅券等の書類などにより確認し、保存期間の範囲で原本を保管する。また、これらの情報は県税クラウドサービス内の税情報等との突合及びその他の調査により随時の確認と修正を行う。 eLTAX通知等電子配信システムにおいては、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を自動転記することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する。
その他の措置の内容	ー
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている

リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	＜本人または本人代理人からの入手＞ 本人から直接書面を受け取ることを原則とし、郵送などの場合は担当名及び所在地を明示し、当該所在地あての送付を案内する。 ＜国税庁、他自治体、他部署等からの入手＞ ・国税庁、市町村、地方公共団体情報システム機構は、使用目的が法令に基づくものであることを理解したうえで法令に基づいて情報を提供する。 ・地方税ポータルシステム（eLTAX）では、LGWAN回線を用いた暗号化通信により、外部への漏えい等が起こらないようにしている。また、決められた必要な情報しか提供を受け付けないように、システムで制御を行う。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

3. 特定個人情報の使用

リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	県税クラウドサービスのあて名ファイルの共通番号情報は、職員認証によるアクセス制御、管理者権限及びログ管理等を行う。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	県税クラウドサービス及び地方税ポータルシステム（eLTAX）では、税務に関係の無い情報を保有していないため、税務以外の情報との紐付けは行われない。
その他の措置の内容	－
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] ＜選択肢＞ 1）行っている 2）行っていない
具体的な管理方法	・特定個人情報にアクセスできる端末へのログインにあたっては、ユーザーID、パスワードによるログイン認証及びICカード認証によりアクセス制御を行う。 ・県税クラウドサービスへのアクセスにあたっては、ユーザーID、パスワードによるログイン認証及び端末にクライアント証明書をインストールすることによりアクセス制御を行う。また、地方税ポータルシステム（eLTAX）については、ユーザーID及びパスワードにより認証を行い、利用者ごとに付与された権限の範囲内でのみ利用可能としている。
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている] ＜選択肢＞ 1）行っている 2）行っていない
具体的な管理方法	システム管理者は発令などにより異動となる職員を確認し、ユーザIDの発行、失効又は権限の変更を行っている。
アクセス権限の管理	[行っている] ＜選択肢＞ 1）行っている 2）行っていない
具体的な管理方法	IDやアクセス権限を定期的に確認し、業務上アクセスが不要となったIDやアクセス権限を迅速に変更または削除する。
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している] ＜選択肢＞ 1）記録を残している 2）記録を残していない
具体的な方法	・県税クラウドサービスのあて名ファイルの共通番号情報へのアクセス記録は、アクセスログ（レコード種別、番号（キー情報）、アクセス日時、ユーザID等）として記録する。また、地方税ポータルシステム（eLTAX）においては、利用者による操作内容及びアクセス履歴を記録する。 ・不正な操作が無いことについて、操作履歴により適時確認する。 ・アクセス記録は最低7年間保管する。
その他の措置の内容	－
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている

リスク3： 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	・地方税法第22条において、職務上知り得た秘密の漏えい及び情報の窃用を禁じている。 ・岩手県情報セキュリティーポリシー及び県税における特定個人情報取扱基準において、業務以外での特定個人情報の利用を禁止し、周知徹底している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
リスク4： 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	・地方税法第22条において、職務上知り得た秘密の漏えい及び情報の窃用を禁じている。 ・岩手県情報セキュリティーポリシー及び県税における特定個人情報取扱基準において、業務以外での特定個人情報の利用を禁止し、周知徹底している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない

委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク
委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク
委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク
委託契約終了後の不正な使用等のリスク
再委託に関するリスク

情報保護管理体制の確認		委託先の選定においては、プライバシーマーク及びISMS取得の事実の有無などから情報管理体制整備の確認を行っている。また、委託先と取り交わす契約において「個人情報保護に係る責任体制報告書」の提出を義務付け、セキュリティ責任者及び作業従事者の報告を受けている。
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限		[制限している] ＜選択肢＞ 1）制限している 2）制限していない
	具体的な制限方法	・ 委託事業の実施体制を提出させる。 ・ 県税クラウドサービスの維持管理作業要員に対しては、個人ごとにICカードとユーザIDを割り当て指定端末でのみアクセス可能としている。 ・ 電子データ作成委託先においては、作業場所を限定し、作業要員の閲覧を制限している。
特定個人情報ファイルの取扱いの記録		[記録を残している] ＜選択肢＞ 1）記録を残している 2）記録を残していない
	具体的な方法	・ 県税クラウドサービスデータベースファイルへのアクセス記録は、アクセスログ（レコード種別 / 番号（キー情報） / アクセス日時 / ユーザID等）として記録する。 ・ アクセス記録は最低7年保管し、安全な場所に施錠保管する。
特定個人情報の提供ルール		[定めている] ＜選択肢＞ 1）定めている 2）定めていない
	委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・ 委託契約書において、委託先に対して、委託業務のために収集した個人情報を第三者へ提供することを禁止する。 ・ 業務の再委託については原則認めないが、必要やむを得ない場合は、県の承認した場合に限り認める。この場合、再委託先においても契約に基づく一切の義務を遵守させる。 ・ 委託契約書において、外部への漏えい等の事故があった場合は、速やかに県（税務課）へ報告するよう定める。
	委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・ 委託先へのデータ提供は、県税クラウドサービス環境内で行うため，外部から不正にアクセスされるリスクは抑制される。 ・ 委託契約書において、委託先に対し、委託業務のために収集した個人情報の第三者への提供を禁じる。 ・ 委託契約書において、外部への漏えい等の事故があった場合は、速やかに県（税務課）へ報告するよう定めるほか、半期毎に委託業務の履行検査を実施し、ルールの遵守を確認する。
特定個人情報の消去ルール		[定めている] ＜選択肢＞ 1）定めている 2）定めていない
	ルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託契約書において、必要な範囲での情報の収集、目的外利用の禁止、無断での複写禁止を定めるとともに、委託業務のために提供された個人情報については、業務終了後、直ちに県へ返還するか県の指示に従い破棄することとしている。また、確実に廃棄した旨の証明を書面で県に提出することとしており、必要に応じて県が立ち合いを行う。

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定		[定めている] <選択肢> 1）定めている 2）定めていない
	規定の内容	・ 情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順の遵守 ・ 委託先の責任者、委託内容、作業者、作業場所の特定 ・ 従業員に対する教育の実施 ・ 提供された情報の目的外利用及び受託者以外の者への提供の禁止 ・ 業務上知り得た情報の守秘義務 ・ 再委託に関する制限事項の遵守 ・ 委託業務終了時の情報資産の返還、廃棄等
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保		[十分に行っている] <選択肢> 1）特に力を入れて行ってい 2）十分に行っている 3）十分に行っていない 4）再委託していない
	具体的な方法	県から再委託の承諾を受ける場合は、再委託先の名称、理由、処理内容、取り扱う情報、安全性及び信頼性を確保する対策並びに管理監督の方法を明確にし、作業着手前に書面により、県に提出し承諾を得なければならない。
その他の措置の内容		－
リスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
【再委託先が不正に情報を持ち出すリスクへの対策】 ・特定個人情報ファイルを持ち出すケースは、県からの依頼によりアクセスログを県に提供する場合に限られる。 ・特定個人情報ファイルが保管されている委託先データセンタへ接続する場合、静脈認証とICカード認証により入退室管理された運用保守拠点の限定された一区画（PJルーム）からのみ接続を許可している。また、PJルームでは、24時間監視され、撮影可能な機器の持ち込みが禁止されている。 ・特定個人情報が格納される可能性があるログのデータ操作等は、委託先セキュリティ責任者の許可がない限り運用保守担当者の権限では参照することはできない。 ・特定個人情報を可搬媒体への書き出しをする場合、委託先のセキュリティ責任者の承認がなければ持ち出すことはできない。		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[] 提供・移転しない**
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録		[記録を残している] <選択肢> 1）記録を残している 2）記録を残していない
	具体的な方法	地方税ポータルシステム（eLTAX）を利用して他の地方公共団体へ提供する特定個人情報については、送信処理の際に、データ登録を行った利用者名や送信日時、送信状況等がシステム上に記録される。
特定個人情報の提供・移転に関するルール		[定めている] <選択肢> 1）定めている 2）定めていない
	ルールの内容及びルール遵守の確認方法	地方税ポータルシステム（eLTAX）は、不正防止として決められた提供先以外への情報提供は行うことができないシステムとなっている。その仕様は、内閣総理大臣が定める番号法施行規則第20条第3号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準をeLTAXの運営事業者（地方税共同機構）が確認し、全国共通のシステムとして運営されているものである。
その他の措置の内容		－
リスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		・地方税ポータルシステム（eLTAX）において特定個人情報の提供処理を行う場合、システムでは決められた機能以外での提供は行うことができず、提供先として国税庁及び地方公共団体以外を設定することはできない仕様になっている。 ・地方税ポータルセンタ（eLTAX）と地方公共団体間は閉域網であるLGWAN、地方税ポータルセンタ（eLTAX）と国税庁間は専用回線を用いており、データも暗号化している。
リスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている

リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	本県で受信した、本県では賦課しない所得税申告書等データを、他都道府県に提供するに当たっては、提供情報及び提供先を複数の職員で確認している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[] 接続しない（入手） [○] 接続しない（提供）**
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜県税クラウドサービスの運用における措置＞ 情報提供ネットワークシステムで照会に必要となる個人番号の入手が番号法により制限されており、目的外の入手が行われることはないが、適切な利用について研修等の機会を通じて職員に周知する。 ＜団体内統合宛名システムにおける措置＞ 中間サーバーとの通信において添付するユーザーIDを職員個人にひも付けして管理し、職員認証によりアクセス制御する。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・ 情報照会機能（※1）により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト（※2）との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施する。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・ 中間サーバーの職員認証・権限管理機能（※3）では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※1）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 （※2）番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 （※3）中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
リスク2： 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜団体内統合宛名システムにおける措置＞ 団体内統合利用番号連携サーバーは高度なセキュリティを保持した庁内ネットワーク内に設置し、庁外からの不正アクセスを防止することで安全性を確保している。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・ 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを保持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。 ・ 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている

リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜県税クラウドサービスの運用における措置＞ 必要に応じて県税クラウドサービスで保有するデータと突合し、正確性を確認する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	＜団体内統合宛名システムにおける措置＞ 団体内統合利用番号連携サーバーは高度なセキュリティを保持した庁内ネットワーク内に設置し、庁外からの不正アクセスを防止することで安全性を確保している。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している（※）。 ・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※）中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 ＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを保持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、漏えい･紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい･紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー･プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等、クラウドサービス事業者の業務は、クラウドサービスの提供であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
リスク5： 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
リスク6： 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
リスク7： 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1）特に力を入れて遵守している 2）十分に遵守している 3）十分に遵守していない 4）政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1）特に力を入れて整備している 2）十分に整備している 3）十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1）特に力を入れて整備している 2）十分に整備している 3）十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1）特に力を入れて周知している 2）十分に周知している 3）十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1）特に力を入れて行っている 2）十分に行っている 3）十分に行っていない
具体的な対策の内容	＜県税クラウドサービスにおける措置＞ ・ サーバ及び周辺機器を設置しているマシン室は、施錠管理、ICカードと暗証番号による入退室管理をしている。 ・ 委託先等がマシン室へ入室する際は、職員が立会いを行い、マシン室への電子記録媒体等の機器類の不要な持込みがないことを確認している。 ・ マシン室には、監視カメラが設置されており、サーバを格納しているラックも施錠管理している。また、マシン室は、免震構造になっており、サーバを格納しているラックも耐震措置を施している。 ・ サーバ及び周辺機器には予備電源を設置している。 ・ 文書については、パーテーションや受付棚等によって、物理的に外部から手の届かない場所に保管している。事務処理後は、施錠管理した書庫で保管している。 ＜地方税ポータルシステム（eLTAX）における措置＞ ・常時有人監視を行っている。 ・サーバ室への入退室は生体認証を利用し入退室を制限することで、不正な侵入を防止している。 ・現地監視と遠隔地の監視センタによる二重監視を常時実施している。 ・上記の他、運営元の地方税共同機構が定める情報セキュリティポリシー対策基準に基づき実施されている。 ＜団体内統合宛名システム＞ 団体内統合宛名システムをデータセンターに設置し、入退室管理及び施錠管理する。 ＜中間サーバーにおける措置＞ 中間サーバーは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。	

⑥技術的対策		[　　十分に行っている　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている　2）十分に行っている 3）十分に行っていない
	具体的な対策の内容	＜県税クラウドサービスにおける措置＞ ・ 業務端末にはウィルス対策ソフトウェアを導入し、定期的にウィルスパターンファイルの更新を行っている。 ・ 委託先事業者が利用する業務端末には、各種外部接続端子の接続を制限するソフトウェアを導入している。 ・ 県税クラウドサービスで利用する庁内ネットワークは、外部接続のネットワークと分離した庁内ネットワーク（VPNまたは専用線）を利用している。 ・ 県税クラウドサービスが稼働するサーバが設置されているデータセンタと庁内ネットは、LGWAN回線で接続されファイアウォールで保護されている。 ・ 県税クラウドサービスからファイルをダウンロードする際は、端末及び外部記録装置に保存しないよう職員に周知し、業務の都合上保存が必要な場合は、当該ファイルにはパスワードを設定する。 ＜地方税ポータルシステム（eLTAX）における措置＞ ・ サーバにアクセスするアカウントの発行は必要最小限とし、定期的にアクセスログの確認を行う。 ・ ファイアーウォール等のシステム防護措置により、外部からの不正なアクセスから保護する措置を講ずる。 ・ 不正アクセス防止策として、LGWAN上で運用しており、外部への漏えい等が起こらないようにしており、通信自体の暗号化を行う。 ・上記の他、運営元の地方税共同機構が定める情報セキュリティポリシー対策基準に基づき実施されている。 ＜団体内統合宛名システム＞ ・ ウイルス対策ソフトウェアを導入し、常に最新のパターンファイルを適用する。 ・ OS及びアプリケーションは、常に最新のセキュリティパッチを適用する。 ・ 団体内統合宛名システムに接続できる端末は、県のセキュリティポリシーに基づき適切に管理されたものに限る。 ・ ファイアーウォール等のシステム防護措置により、外部からの不正なアクセスから保護する措置を講ずる。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・ 中間サーバー・プラットフォームではUTM（コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・ 中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・ 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ・ 中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 ・ 中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ・ 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・ 中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。
⑦バックアップ		[　　十分に行っている　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている　2）十分に行っている 3）十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知		[　　十分に行っている　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている　2）十分に行っている 3）十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1）発生あり　2）発生なし
	その内容	－
	再発防止策の内容	－
⑩死者の個人番号		[　　保管している　　] ＜選択肢＞ 1）保管している　2）保管していない
	具体的な保管方法	死者の個人番号は生存者の個人番号と分けて保管していないため、生存者の特定個人情報と同様の安全管理措置を講じる。
その他の措置の内容		－
リスクへの対策は十分か		[　　十分である　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている

リスク2： 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	県税クラウドサービス内の特定個人情報は、賦課・徴収事務及び随時の調査により情報で更新を行う。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
リスク3： 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	＜選択肢＞ 1）定めている 2）定めていない
手順の内容	・ 保管期間を経過した特定個人情報については消去する。消去方法については、システムで条件設定を行うため消去すべき情報のみを確実に消去できる。 ・ 申告書等の紙媒体については、シュレッダーによる裁断、焼却、溶解処理を行う。電子記録媒体については、復元及び判読が不可能となる方法により消去する。	
その他の措置の内容	ー	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
ー		

Ⅳ　その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検		[　　十分に行っている　　] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている　2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的なチェック方法	＜税務事務における措置＞ 岩手県情報セキュリティーポリシーに基づき制定した、県税における特定個人情報取扱基準により、税務事務に携わる職員は、年1回、2月に自己点検を実施することとしている。 ＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞ 運用規則等に基づき、中間サーバー･プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。
②監査		[　　十分に行っている　　] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている　2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な内容	＜県税クラウドサービスにおける措置＞ 岩手県情報セキュリティポリシーに基づき、委託先に対し情報セキュリティ監査を実施することとしている。 ＜地方税ポータルシステム（eLTAX）における措置＞ 認定委託事業者等に対し、地方税共同機構が毎年度、情報セキュリティ監査（外部委託）を実施している。 ＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞ ・　運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 ・　政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。
2. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発		[　　十分に行っている　　] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている　2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な方法	＜県税クラウドサービスにおける措置＞ ・　受託事業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する特記事項を明記し、契約を締結することとしている。 ・　岩手県情報セキュリティーポリシーにより、運用に携わる職員に対し、セキュリティ研修等を実施する。 ・　県税における特定個人情報の取扱基準に基づき、研修等を実施する。 ＜地方税ポータルシステム（eLTAX）における措置＞ 地方税共同機構職員及び認定委託先事業者の関係者は、地方税共同機構情報セキュリティポリシーにより、研修を行うこととしている。 ＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞ ・　中間サーバー･プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・　中間サーバー･プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。
3. その他のリスク対策		

Ⅴ　開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	岩手県行政情報センター 020-8570　岩手県盛岡市内丸10番1号（岩手県庁1階） 019-629-5062 利用時間：午前9時～午後5時
②請求方法	任意様式による書面の提出により、開示、訂正等の請求を受け付ける。
特記事項	ー
③手数料等	[　　有料　　]　　＜選択肢＞ 1) 有料　　2) 無料 （手数料額、納付方法：行政文書1件につき300円、窓口納付等　　）
④個人情報ファイル簿の公表	[　　行っている　　]　　＜選択肢＞ 1) 行っている　　2) 行っていない
個人情報ファイル名	県税クラウドサービスデータベースファイル
公表場所	県ホームページで公表 https://www.pref.iwate.jp/kensei/jouhoukoukai/1079206/1079231.html
⑤法令による特別の手続	ー
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	ー

2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	岩手県総務部税務課 020-8570　岩手県盛岡市内丸10番1号 019-629-5141
②対応方法	問い合わせ日時、問い合せ内容、問い合わせ人の住所、氏名、連絡先を記録し、折り返し連絡する。 ただし、システムセキュリティに関する内容、個人が特定される内容の回答は行わない。

Ⅵ　評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	
②しきい値判断結果	[　　基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる　　] ＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる（任意に全項目評価を実施） 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる（任意に全項目評価を実施） 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない（任意に全項目評価を実施）
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	岩手県パブリックコメント制度に関する指針（平成12年3月28日庁議決定）に基づき、評価書（案）を岩手県行政情報センター及びサブセンターに備え付けるとともに、県のホームページに掲載した。
②実施日・期間	令和8年11月16日～令和8年12月17日まで （1か月間）
③期間を短縮する特段の理由	－
④主な意見の内容	
⑤評価書への反映	
3. 第三者点検	
①実施日	
②方法	
③結果	
4. 個人情報保護委員会の承認 【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

（別添3）変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月16日	「Ⅰ基本情報」-「5. 個人番号の利用※法令上の根拠」	番号法第9条第1項　別表第1の16及び89	番号法第9条第1項　別表第1の16及び99	事後	
平成29年3月10日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」-「3. 特定個人情報の使用」	1　岩手県税務総合オンラインシステムの専用端末の利用については、ユーザー認証を行っていない。 今後、平成31年度までに予定する、システムのオープン化に合わせて対応する。	1　端末については、ICカード認証及びパスワード認証の二要素認証システムにより、ユーザ認証を行っている。	事後	
平成29年3月10日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」-「3. 特定個人情報の使用」	2　ネットワーク管理者が管理しているため、アクセス権を有しない者が利用することはできない。 　今後、平成28年度前半までに認証システムを導入し、アクセス者の記録を取得する。	2　ネットワーク管理者が管理しているため、アクセス権を有しない者が利用することはできない。 　ICカード認証及びパスワード認証の二要素認証システムにより、アクセス者の記録を取得している。	事後	
平成29年3月10日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」-「3. 特定個人情報の使用」	特定個人情報の使用の記録　[記録を残していない] 具体的な方法 現行のメインフレームを使用するシステムでは、使用者の記録を残すことができない。 今後、平成28年度前半までに認証システムを導入し対応する。	特定個人情報の使用の記録　[記録を残している] 具体的な方法 ICカード認証及びパスワード認証の二要素認証システムにより、特定個人情報の使用の記録を取得している。	事後	
平成29年6月19日	「Ⅰ基本情報」-「7. 評価実施機関における担当部署」-「②所属長」	総括課長　小畑　真	総括課長　横道　栄雄	事後	③その他の項目の変更
平成30年6月29日	「Ⅴ開示請求」-「1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求」-「④個人情報ファイル簿の公表　公表場所」	奥州行政情報サブセンター　〒023-0053　奥州市水沢区大手町1-2　奥州地区合同庁舎内	奥州行政情報サブセンター　〒023-0053　奥州市水沢大手町1-2　奥州地区合同庁舎内	事後	③その他の項目の変更
令和1年6月25日	「Ⅰ基本情報」-「7. 評価実施機関における担当部署」-「②所属長の役職名」	総括課長　横道　栄雄	総括課長	事後	③その他の項目の変更
令和3年2月19日	「Ⅰ基本情報」-「2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」-「システム1」-「②システムの機 能「Ⅰ」基本情報」-「2. 特定個人	9　専用端末により、課税情報、収納情報を確認する。	国税連携システム、自動車登録ワンストップ（O SS）システム	事前	
令和3年2月19日	情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」-「システム1」-「③他のシステムと の接続」	税務Webオンラインシステム、滞納整理支援システム、国税連携システム、自動車登録ワンストップ（OSS）システム	国税連携システム、自動車登録ワンストップ（O SS）システム	事前	
令和3年2月19日	「Ⅰ基本情報」-「2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」-「システム2」-「①システムの名 称」	税務Webオンラインシステム	税務総合オンライン（参照系）	事前	
令和3年2月19日	「Ⅰ基本情報」-「2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」-「システム2」-「②システムの機 能」	税務総合オンラインシステムの照会画面の一部をWeb化し、専用端末を使用することなく、職員ごとに配置された業務端末で照会作業を行うことができる。 なお、通信は専用線であり、外部ネットワークとの接続はない。	税務総合オンラインシステムに取り込み、同システムの照会画面の一部を、専用端末を使用することなく、職員ごとに配置された業務端末で照会作業を行うことができる。	事前	
令和3年2月19日	「Ⅰ基本情報」-「2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」-「システム3」-「②システムの機 能」	岩手県個別業務システム統合基盤の仮想化サーバーに置き、督促状の発付ごとに岩手県税務総合オンラインシステムから未納者のデータを取り込み、課税額の確認、滞納額の管理、保有財産の記録、滞納整理経過の記録、各種集計表等の作成を行う。	税務総合オンラインシステムに取り込み、督促状の発付ごとに未納者のデータを連携し、課税額の確認、滞納額の管理、保有財産の記録、滞納整理経過の記録、各種集計表等の作成を行う。	事前	
令和3年2月19日	「Ⅱ特定個人情報ファイルの概要」-「6. 特定個人情報の保管・消去」-「①保管場所※」	1　税務総合オンラインシステムにおける措置 入退館を管理している業務委託先の建物のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したメインフレーム内に保管。	1　税務総合オンラインシステムにおける措置 入退館を管理している業務委託先の建物のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバー内に保管。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月19日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いのプロセスにおけるリスク対策」-「2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）」-「リスク2：不適切な方法で入手が行われるリスク」-「リスクに対する措置の内容」	1 税務総合オンラインシステムからの各種情報の入手については、メインフレームと端末間の通信に限定することで詐取、奪取ができないようにしている。 2 国税連携システムにおける措置 国税庁から指定事業者（（財）地方公共団体情報システム機構）への通信はHULFT暗号方式を使用し、送信管理情報と受信管理情報に同一の暗号キーを設定することにより、HULFT暗号化にてファイル転送を行う。 指定事業者から岩手県受信サーバーへの通信はLG-WAN回線により通信することで詐取、奪取ができないようにしている。 岩手県受信サーバから取得したデータは、セキュリティ機能付きUSBメモリに保存し専用ケースに入れ施錠の上委託先事業者に搬送することで、詐取、奪取ができないようにしている。	1 税務総合オンラインシステムからの各種情報の入手については、サーバーと端末間の通信に限定することで詐取、奪取ができないようにしている。 2 国税連携システムにおける措置 国税庁から指定事業者（（財）地方公共団体情報システム機構）への通信はHULFT暗号方式を使用し、送信管理情報と受信管理情報に同一の暗号キーを設定することにより、HULFT暗号化にてファイル転送を行う。 指定事業者から岩手県受信サーバーへの通信はLG-WAN回線により通信することで詐取、奪取ができないようにしている。 岩手県受信サーバーから取得したデータは、セキュリティ機能付きUSBメモリに保存し専用ケースに入れ施錠の上委託先事業者に搬送することで、詐取、奪取ができないようにしている。同USBメモリについては、管理者等が許可・ 承認をしたものに限定しており、施錠可能なキャビネットに保管している。利用の際は、利用記録簿に記録し管理しており、持ち運ぶ際は、USBメモリ内のデータの暗号化、パスワードによる保護をする。	事前	
令和3年2月19日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いのプロセスにおけるリスク対策」-「2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）」-「リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク」-「個人番号の真正性確認 の措置の内容」	1 窓口で個人番号カードまたは通知カードをの提示を求めて確認する。	1 窓口で個人番号カードまたは通知カード（記載された氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限る。）の提示を求めて確認する。	事前	
	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いのプロセスにおけるリスク対策」-「3. 特定個人情報の使用」-「リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク」-「ユーザ認証の管理」	2 税務Webオンラインシステム、滞納整理支援システムの利用は、岩手県職員に限り発行している利用者ID及びパスワードにより認証している。 3 国税連携システムについては、岩手県職員のうち個人事業税担当者に限り業務端末にソフトウェアを導入し、税務Webオンラインシステムと同じ利用者ID及びパスワードにより認証している。 5 税務Webオンラインシステム、滞納整理支援システム及びeL-TAXのパスワードは、年2回変更している。	2 税務総合オンライン（参照系）、滞納整理支援システムの利用は、岩手県職員に限り発行している利用者ID及びパスワードにより認証している。 3 国税連携システムについては、岩手県職員のうち個人事業税担当者に限り業務端末にソフトウェアを導入し、岩手県職員に限り発行している利用者ID及びパスワードにより認証してい る。 5 税務総合オンライン（参照系）及び滞納整理支援システムのパスワードは年4回、eL-TAXのパスワードは年2回変更している。	事前	
令和3年2月19日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いのプロセスにおけるリスク対策」-「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」-「特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限」-「具体的な制限方法」	税務システムにアクセスできる職員を指定し、半年ごとに更新している。	税務システムにアクセスできる職員を指定し、3か月ごとに更新している。	事前	
令和3年2月19日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いのプロセスにおけるリスク対策」-「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」-「委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定」-「既定の内容」	岩手県オンラインシステム運営管理委託業務契約により、以下の取扱いについて規定している。	岩手県税務総合オンラインシステム運営管理委託業務契約により、以下の取扱いについて規定している。	事前	
令和3年2月19日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いのプロセスにおけるリスク対策」-「6. 情報提供ネットワークシステムとの接続」-「リスク1：目的外の入手が行われるリスク」-「リスクに対する措置の内容」	1 税務総合オンラインシステム・税務Webオンラインシステム・滞納整理支援システム・国税連携システム・OSSシステムの運用における措置	1 税務総合オンラインシステム・税務総合オンライン（参照系）・滞納整理支援システム・国税連携システム・OSSシステムの運用における措置	事前	
令和3年2月19日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いのプロセスにおけるリスク対策」-「7. 特定個人情報の保管・消去」-「リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク」-「⑤物理的対策」 -「具体的な措置の内容」	1 税務総合オンラインシステム・税務Webオンラインシステム・滞納整理支援システム・国税連携システム・OSSシステムの運用における措置	1 税務総合オンラインシステム・税務総合オンライン（参照系）・滞納整理支援システム・国税連携システム・OSSシステムの運用における措置	事前	
令和3年2月19日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いのプロセスにおけるリスク対策」-「7. 特定個人情報の保管・消去」-「リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク」-「⑤技術的対策」-「具体的な措置の内容」	1 税務総合オンラインシステム・税務Webオンラインシステム・滞納整理支援システム・国税連携システム・OSSシステムの運用における措置	1 税務総合オンラインシステム・税務総合オンライン（参照系）・滞納整理支援システム・国税連携システム・OSSシステムの運用における措置	事前	
令和3年2月19日	「Ⅳ その他のリスク対策」-「1. 監査」-「①自己点検」-「具体的なチェック方法」	2 税務総合オンラインシステム・税務Webオンラインシステム・滞納整理支援システム・国税連携システム・OSSシステムの運用における措置	2 税務総合オンラインシステム・税務総合オンライン（参照系）・滞納整理支援システム・国税連携システム・OSSシステムの運用における措置	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月19日	「Ⅳ　その他のリスク対策」-「1．監査」-「②監査」-「具体的な内容」	2 税務総合オンラインシステム・税務Webオンラインシステム・滞納整理支援システム・国税連携システム・OSSシステムの運用における措置	2 税務総合オンラインシステム・税務総合オンライン（参照系）・滞納整理支援システム・国税連携システム・OSSシステムの運用における措置	事前	
令和3年2月19日	「Ⅳ　その他のリスク対策」-「2．従業者に対する教育・啓発」-「従業者に対する教育・啓発」-「具体的な方法」	2 税務総合オンラインシステム・税務Webオンラインシステム・滞納整理支援システム・国税連携システム・OSSシステムの運用における措置	2 税務総合オンラインシステム・税務総合オンライン（参照系）・滞納整理支援システム・国税連携システム・OSSシステムの運用における措置	事前	
令和3年2月19日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いのプロセスにおけるリスク対策」-「2．特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）」-「リスク2：不適切な方法で入手が行われるリスク」-「リスクに対する措置の内容」	1 税務総合オンラインシステムからの各種情報の入手については、サーバーと端末間の通信に限定することで詐取、奪取ができないようにしている。 2 国税連携システムにおける措置 国税庁から指定事業者（（財）地方公共団体情報システム機構）への通信はHULFT暗号方式を使用し、送信管理情報と受信管理情報に同一の暗号キーを設定することにより、HULFT暗号化にてファイル転送を行う。 指定事業者から岩手県受信サーバーへの通信はLG-WAN回線により通信することで詐取、奪取ができないようにしている。 岩手県受信サーバから取得したデータは、セキュリティ機能付きUSBメモリに保存し専用ケースに入れ施錠の上委託先事業者に搬送することで、詐取、奪取ができないようにしている。同USBメモリについては、管理者等が許可・ 承認をしたものに限定しており、施錠可能なキャビネットに保管している。利用の際は、利用記録簿に記録し管理しており、持ち運ぶ際は、USBメモリ内のデータの暗号化、パスワードによる保護をする。	1 税務総合オンラインシステムからの各種情報の入手については、サーバーと端末間の通信に限定することで詐取、奪取ができないようにしている。 2 国税連携システムにおける措置 国税庁から指定事業者（地方公共団体情報システム機構）への通信はHULFT暗号方式を使用し、送信管理情報と受信管理情報に同一の暗号キーを設定することにより、HULFT暗号化にてファイル転送を行う。 指定事業者から岩手県受信サーバーへの通信はLG-WAN回線により通信することで詐取、奪取ができないようにしている。 岩手県受信サーバーから取得したデータは、専用回線を使用し委託先事業者に送信することで、詐取、奪取ができないようにしている。	事前	
令和6年8月2日	Ⅰ　基本情報　1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム　システム1	①システムの名称 岩手県税務総合オンラインシステム ②システムの機能 1 課税額集計機能：各税目の課税額を集計し、月毎の課税額を確定する。 2 課税事務処理機能：所得情報や固定資産課税台帳価格情報、自動車登録情報により課税額を計算し、納税通知書を作成する。 3 調定事務処理機能：税目ごとの申告税額や課税額を集計し、調定処理（県が収入すべき額を確定する処理）に必要な書類を出力する。 4 収納機能：領収した徴収金を各税目の調定データに基づき収納処理をする。 5 還付充当機能：過誤納金データにより、還付または充当処理をする。 6 督促状作成機能：納期限経過後の未納データにより督促状を作成する。 7 未納状況書類作成機能：滞納整理に利用する未納データのリストを作成する。 8 収入集計機能：収入日計、領収済通知書を集計し、指定金融機関が保管する現金と照合するための書類を作成する。 9 専用端末及び職員ごとに配置された業務端末により、課税情報、収納情報を確認する。 ③他のシステムとの接続 情報提供ネットワーク／庁内連携システム／その他（国税連携システム・自動車登録ワンストップ（OSS）システム）	①システムの名称 岩手県税務総合オンラインシステム（県税クラウドサービス） ②システムの機能 　県税賦課徴収事務の基幹となるシステムであり，県税に係る全税目の課税管理から収納管理，滞納管理に至るまでの一連の機能を有している。主な機能としては以下のとおりである。 ＜共通宛名管理機能＞ 全税目に係る宛名情報（個人番号を含む）を一元的に管理する機能。 ＜課税管理機能＞ 申告書等による情報から県税の課税状況を管理する機能。 ＜収納管理機能＞ 県税の納税証明書の発行，収納，還付，充当等の収納状況を管理する機能。 また，県税が未納となっている滞納者に対して督促状を発付する機能。 ＜滞納管理機能＞ 督促状発付後の滞納者に対する滞納整理等の状況を管理する機能。 ③他のシステムとの接続 その他（国税連携システム（eLTAX））	事前	
令和6年8月2日	Ⅰ　基本情報　1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム　システム2　税務総合オンライン（参照系）	①システムの名称 税務総合オンライン（参照系） ②システムの機能 税務総合オンラインシステムに取り込み、同システムの照会画面の一部を、専用端末を使用することなく、職員ごとに配置された業務端末で照会作業を行うことができる。 ③他のシステムとの接続 税務システム	削除	事前	
令和6年8月2日	Ⅰ　基本情報　1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム　システム3　滞納整理支援システム	①システムの名称 滞納整理支援システム ②システムの機能 税務総合オンラインシステムに取り込み、督促状の発付ごとに未納者のデータを連携し、課税額の確認、滞納額の管理、保有財産の記録、滞納整理経過の記録、各種集計表等の作成を行う。 ③他のシステムとの接続 税務システム	削除	事前	
令和6年8月2日	Ⅰ　基本情報　1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム　システム4　国税連携システム		システム2へ繰り上げ	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月2日	Ⅰ　基本情報　1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム　システム5　自動車ワンストップサービス（OSS）システム	①システムの名称 自動車登録ワンストップサービス（OSS）システム ②システムの機能 1　自動車登録ワンストップサービス（OSS）システムを利用して提出された、自動車税申告書データを審査システムにより審査し、課税額を確定して納税義務者に税額の通知を行う（納付待ち状態で保留する。）。 2　納税義務者からの納付済データ受信後、審査済みの申告書データが専用線（IP-VPN)を介して岩手県税務総合オンラインシステムに送信される。 ③他のシステムとの接続 税務システム	削除	事前	
令和6年8月2日	Ⅰ　基本情報　1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム　システム6　団体内統合宛名システム	―	システム4へ繰り上げ	事前	
令和6年8月2日	Ⅰ　基本情報　1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム　システム7　中間サーバー	―	システム5へ繰り上げ	事前	
令和6年8月2日	Ⅰ　基本情報　1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム　システム8　住民基本台帳ネットワークシステム	―	システム3へ繰り上げ	事前	
令和6年8月2日	Ⅰ　基本情報　3.特定個人情報ファイル名	1 個人事業税課税ファイル 2 不動産取得税課税ファイル 3 自動車税課税ファイル 4 収納ファイル 5 未納ファイル	県税クラウドサービスデータベースファイル	事前	
令和6年8月2日	Ⅰ　基本情報　（別紙）事務の内容	（略）	県税システム入れ替えに伴い、事務フロー図を更新。	事前	
令和6年8月2日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要　1.特定個人情報ファイル名	個人事業税課税ファイル	県税クラウドサービスデータベースファイル	事前	
令和6年8月2日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要　2.基本情報　②対象となる本人の数	1万人未満	10万人以上100万人未満	事前	
令和6年8月2日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要　2.基本情報　③対象となる本人の範囲／その必要性	③対象となる本人の範囲 個人事業税の納税義務者 その必要性 個人事業税を適正に課税するために、正確な本人情報を把握する必要がある。	③対象となる本人の範囲 納税義務者及び課税調査対象者 その必要性 県税の公平・公正な賦課徴収のため、上記対象者の特定個人情報を取り扱う。	事前	
令和6年8月2日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要　2.基本情報　④記録される項目／主な記録項目／その妥当性	④記録される項目 10項目以上50項目未満 主な記録項目 個人情報、4情報（氏名、性別、生年月日、住所）、連絡先（電話番号等）、その他住民票関係情報、国税関係情報、地方税関係情報 その妥当性 1　個人番号及びその他識別情報 納税義務者を正確に特定するため保有する。 2　本人確認情報及び連絡先 ア　把握した納税義務者情報との照合を行い、氏名表記の誤りや同姓同名者の取り違え等を防止するために保有する。 イ　納税義務者が死亡している場合、相続人に対し課税するために保有する。	④記録される項目 100項目以上 主な記録項目 【追加】その他識別情報（内部番号）、障害者福祉関係情報 【削除】その他住民票関係情報 その妥当性 【追加】＜障害者福祉関係情報＞税の障害者軽減の確認のために保有する。	事前	
令和6年8月2日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要　2.基本情報　⑤保有開始日	2016/1/1	2024/9/17	事前	
令和6年8月2日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要　2.基本情報　⑥事務担当部署	広域振興局県税部、県税部県税センター、経営企画部県税室、経営企画部地域振興センター県税室	【追加】岩手県東京事務所	事前	
令和6年8月2日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要　3.特定個人情報の入手・使用　①入手元	本人又は本人の代理人、行政機関・独立行政法人等	【追加】地方公共団体・地方独立行政法人	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月2日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要　3.特定個人情報の入手・使用　②入手方法	紙、電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）、専用線、庁内連携システム、情報提供ネットワークシステム、その他（既存住民基本台帳システム）	【追加】その他（国税連携システム、住民基本台帳システム） 【削除】電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）、庁内連携システム、情報提供ネットワークシステム、その他（既存住民基本台帳システム）	事前	
令和6年8月2日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要　3.特定個人情報の入手・使用　③入手の時期・頻度	1　定期的に入手 　国税庁から提供される、所得税確定申告書データ受領時に入手する。 2　個別的に対応する事務に際して入手 　本人確認情報を納税通知書の返戻に係る住所確認及び死亡者の死亡年月日確認時に入手する。	・本人又は本人の代理人から申告等を受ける都度 ・国税庁、他の地方公共団体から税情報等の提供を受ける都度 ・基本4情報、個人番号の確認が必要な都度（いずれも年間を通じて日次で随時の入手を行っている）	事前	
令和6年8月2日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要　3.特定個人情報の入手・使用　④入手に係る妥当性	1　納税通知は、納税義務を確定させる重要な手続きであり、納税通知書を納期限の10日前までに正確に納税義務者に送付する必要がある。 2　納税義務者が死亡している場合は、相続人全員に納税通知書を送付する必要があり、相続人調査のために死亡年月日等を把握する必要がある。	・申告等からの情報は、県税の賦課徴収のため、法令に定められた時期・頻度・方法にて本人又は代理人から提供を受ける。 ・国税庁又は他の地方公共団体からは、県税の賦課徴収のため、法令に基づき税情報若しくは減免決定等に必要な情報の提供を受ける。 ・基本4情報及び個人番号は、真正性の確認のため住民基本台帳ネットワークシステムより取得する。	事前	
令和6年8月2日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要　3.特定個人情報の入手・使用　⑤本人への明示	1　個人事業税の課税対象については、地方税法第72条の2第3項及び第8項～第10項に規定されている。 2　本人確認情報の秘密の保持が義務については、住民基本台帳法第30条の31に規定されている。 3　職務上知り得た秘密の漏えい及び窃用の罪については、地方税法第22条に規定されている。	＜本人または本人の代理人からの入手＞ 　地方税法その他の地方税に関する法律に、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が規定されることにより明示される。 ＜評価実施機関内の他部署＞ 　条例に評価実施機関内で保有する特定個人情報の提供を受ける旨が規定されることにより明示される。 ＜国税庁、他の都道府県、市町村からの入手＞ 　地方税の適正かつ公平な賦課及び徴収を行うため、地方税法第７２条の５９に基づき、必要な情報の提供を受ける旨が規定されていることにより明示される。	事前	
令和6年8月2日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要　3.特定個人情報の入手・使用　⑥使用目的／変更の妥当性	1　納税義務者への正確な納税通知書の送付。 2　納税義務者死亡時の相続人調査。	県税の公平・公正かつ効率的な賦課徴収を行うため。	事前	
令和6年8月2日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要　3.特定個人情報の入手・使用　⑦使用の主体／使用部署	広域振興局県税部、県税部県税センター、経営企画部県税室、経営企画部地域振興センター県税室	【追加】岩手県東京事務所	事前	
令和6年8月2日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要　3.特定個人情報の入手・使用　⑧使用方法／情報の突合／情報の統計分析／権利利益に影響を与え得る決定	～使用方法～ 1　納税通知書送付に関する事務 　納税通知書作成時に、納税義務者情報と本人確認情報を突合して最新の情報に更新し、納期限の10日前までに確実に納税通知書を送付する。 2　相続人確認事務 　納税義務者が死亡していることを知り得た場合に、本人確認情報から死亡年月日を確認し、戸籍情報を入手したうえで相続人を確定し、相続人全員へ納税通知書を送付する。 ～情報の突合～ 1　本人確認情報と突合して、現住所や氏名を確認する。【上記1】 2　本人確認情報と突合して、死亡年月日を確認する。【上記2】 ～情報の統計分析～ 略 ～権利利益に影響を与え得る決定～ 個人事業税の課税額の決定、更正	～使用方法～ 課税に関する事務、収納に関する事務、滞納に関する事務、あて名に関する事務に変更。 ～情報の突合～ ＜課税に関する事務＞ ・　税の減免申請の場合、市町村等関係機関から入手した情報と申請内容を突合し確認。 ・　低税率適用申請の場合、市町村から入手した所得情報等と申請内容を突合し確認。 ＜あて名に関する事務＞ ・　県税の課税、徴収のため住所等の納税義務者の個人情報を確認。 ・　一人で複数のあて名を保有している納税義務者情報を個人番号をキーにして名寄せ、突合。 ～情報の統計分析～ 略 ～権利利益に影響を与え得る決定～ 県税の税額決定、障害者に対する県税の減免決定、滞納処分の決定。	事前	
令和6年8月2日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要　3.特定個人情報の入手・使用　⑨使用開始日	2016/1/1	2024/9/17	事前	
令和6年8月2日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要　4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託　委託の有無	委託する　1件	委託する　2件	事前	
令和6年8月2日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要　4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託　委託事項1　①委託内容	県税データ処理業務 1　申告・課税データのパンチ処理 2　納税通知書の作成 3　督促状の作成 4　集計業務 5　各種集計表の作成	県税クラウドサービスの運用維持管理業務 県税クラウドサービスの運用、維持管理に関する業務	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月2日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要　4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託　委託事項1　②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲／対象となる本人の数／対象となる本人の範囲／その妥当性	～対象となる本人の数～ 1万人未満 ～対象となる本人の範囲～ 個人事業税の納税義務者 ～その妥当性～ 納税通知書の作成や、各種データの集計作業には、特定個人情報を含んだ個人情報を利用する必要があり、委託先が特定個人情報を取り扱うのは必須である。	～対象となる本人の数～ 10万人以上100万人未満 ～対象となる本人の範囲～ 納税義務者及び課税調査対象者 ～その妥当性～ 公平公正な賦課徴収を目的として、必要な範囲の特定個人情報を含む情報を円滑かつ迅速に処理するため、専門的知識・技術を有する者にシステムの維持管理を委託する必要がある。	事前	
令和6年8月2日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要　4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託　委託事項1　④委託先への特定個人情報ファイルへの提供方法	フラッシュメモリ、紙	【追加】 その他（総合行政ネットワーク（LGWAN）） 【削除】 フラッシュメモリ、紙	事前	
令和6年8月2日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要　4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託　委託事項1　⑥委託先名	同上	株式会社NTTデータ	事前	
令和6年8月2日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要　4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託　委託事項1　⑦再委託先の有無／⑧再委託先の許諾方法／⑨再委託事項	⑦再委託先の有無 再委託しない	⑦再委託先の有無 再委託する。 ⑧再委託先の許諾方法 　再委託は原則禁止しているが、委託先から再委託の承認申請があり、理由や内容を精査し、県が承認した場合に限り、許諾する。なお、秘密保持等について委託先と同等の一切の義務を遵守させる条件を付す。 ⑨再委託事項 県税クラウドサービスの運用維持管理業務の一部	事前	
令和6年8月2日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要　4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託　委託事項2　①委託内容	―	国税連携システム（eLTAX）の運用業務 　国税連携システム（eLTAX）と県税クラウドサービス）間とのデータ連携等に係る業務	事前	
令和6年8月2日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要　4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託　委託事項2　②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲／対象となる本人の数／対象となる本人の範囲／その妥当性	―	②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 特定個人情報ファイルの一部 ～対象となる本人の数～ 10万人以上100万人未満 ～対象となる本人の範囲～ 　各税法の規定により国税当局に提出される税務関係書類に個人番号を記載することとされている者（所得税申告者等）で、都道府県に事務所又は事業所を有する者が行う事業のうち、地方税法に定められている事業（法定業種）の課税調査対象者 ～その妥当性～ 　国税連携システム（eLTAX）の安定的な維持運用等を図るため、地方税共同機構が認定した事業者に運用業務を委託する必要がある。	事前	
令和6年8月2日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要　4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託　委託事項2　③委託先における取扱者数	―	10人未満	事前	
令和6年8月2日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要　4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託　委託事項2　④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	―	その他（総合行政ネットワーク（LGWAN））	事前	
令和6年8月2日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要　4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託　委託事項2　⑤委託先名の確認方法	―	委託先が決定した際には、岩手県報にて公表している。（岩手県報は、岩手県ホームページから閲覧可能。）	事前	
令和6年8月2日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要　4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託　委託事項2　⑥委託先名	―	株式会社アイシーエス	事前	
令和6年8月2日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要　4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託　委託事項2　⑦再委託の有無	―	再委託しない	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月2日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要　5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)　提供・移転の有無	行っていない	提供を行っている	事前	
令和6年8月2日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要　5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)　提供先1	―	他の都道府県知事	事前	
令和6年8月2日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要　5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)　提供先1　①法令上の根拠	―	番号法第19条第11号	事前	
令和6年8月2日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要　5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)　提供先1　②提供先における用途	―	個人事業税の課税事務	事前	
令和6年8月2日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要　5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)　提供先1　③提供する情報	―	本県で賦課しない者に係る所得税の申告書情報	事前	
令和6年8月2日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要　5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)　提供先1　④提供する情報の対象となる本人の数	―	1万人未満	事前	
令和6年8月2日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要　5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)　提供先1　⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	―	本県で賦課しない者に係る所得税の申告書情報	事前	
令和6年8月2日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要　5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)　提供先1　⑥提供方法	―	その他(総合行政ネットワーク(LGWAN))	事前	
令和6年8月2日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要　5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)　提供先1　⑦時期・頻度	―	他都道府県が賦課する者であったことが判明した場合に提供する。	事前	
令和6年8月2日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要　6.特定個人情報の保管・消去　①保管場所	1　税務総合オンラインシステムにおける措置 入退館を管理している業務委託先の建物のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバー内に保管。	＜県税クラウドサービスにおける措置及び文書における措置＞ ・　データセンターは国内にあり，委託業者により24時間365日有人監視・監視カメラでの監視を実施している。 ・　県税クラウドサービスにアクセスできる環境への入室は、IDカード、指紋認証による多要素認証にて入室を制限し、入退室はすべて記録している。 ・　紙媒体の保管は，保護責任者が定めた場所に保管し、事務取扱担当者以外が閲覧できないよう施錠を行っている。 ・特定個人情報を取り扱う事務を実施する区域を設定し、パーテーションや受付棚等によって部外者(県職員以外)の立ち入りを制限している。	事前	
令和6年8月2日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要　6.特定個人情報の保管・消去　①保管場所	―	＜国税連携システムにおける措置＞ ・　入退室管理を実施しているサーバー室において保管している。 ・　サーバーへのアクセスはID、パスワードによる認証を必要としている。	事前	
令和6年8月2日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要　6.特定個人情報の保管・消去　③消去方法	1　税務総合オンラインシステムにおける措置 保管期間経過後のデータは、アクセス不可となるよう消去している。	＜県税クラウドサービスにおける措置＞ 保管期間を経過しかつ完納分の特定個人情報については，システムで条件設定し定期的(年度毎)に消去する。申告書等の紙媒体については，シュレッダーによる裁断，焼却，溶解処理を行う。電子記録媒体について は，復元及び判読が不可能となる方法により消去する。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月2日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要　6.特定個人情報の保管・消去　③消去方法	2　中間サーバー・プラットフォームにおける措置 　ア　特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 　イ　ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み取りできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・　特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため，通常，中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・　ディスク交換やハード更改等の際は，中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において，保存された情報が読み出しできないよう，物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	事前	
令和6年8月2日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要　6.特定個人情報の保管・消去　③消去方法	―	＜国税連携システムにおける措置＞ 　操作手引書（国税連携クライアント端末）で定められた手順により，本県の権限のある職員が消去する。	事前	
令和6年8月2日	（別添2）特定個人情報ファイル記録項目		（県税クラウドサービスに関する内容に修正）	事前	
令和6年8月2日	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策　1.特定個人情報ファイル名	1 個人事業税課税ファイル 2 不動産取得税課税ファイル 3 自動車税課税ファイル 4 収納事務ファイル 5 滞納整理事務ファイル	県税クラウドサービスデータベースファイル	事前	
令和6年8月2日	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策　2.特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		（県税クラウドサービスに関する内容に修正）	事前	
令和6年8月2日	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策　3.特定個人情報の使用		（県税クラウドサービスに関する内容に修正）	事前	
令和6年8月2日	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策　4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託		（県税クラウドサービスに関する内容に修正）	事前	
令和6年8月2日	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策　5.特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）	提供・移転しない	提供・移転する	事前	
令和6年8月2日	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策　5.特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）　リスク1　特定個人情報の提供・移転の記録／具体的な方法	―	記録を残している ～具体的な方法～ 　国税連携システム（eLTAX）を利用して他都道府県へ提供する特定個人情報については、送信処理の際に、データ登録を行った職員名や送信日時、送信状況等がシステム上に記録される。	事前	
令和6年8月2日	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策　5.特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）　リスク1　特定個人情報の提供・移転に関するルール／ルールの内容及びルール遵守の確認方法	―	定めている ～ルールの内容及びルール遵守の確認方法～ 　国税連携システム（eLTAX）は、不正防止として決められた提供先以外への情報提供は行うことができないシステムとなっている。その仕様は、内閣総理大臣が定める番号法施行規則第20条第3号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準をeLTAXの運営事業者（地方税共同機構）が確認し、全国共通のシステムとして運営されているものである。	事前	
令和6年8月2日	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策　5.特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）　リスク1　リスクへの対策は十分か	―	十分である	事前	
令和6年8月2日	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策　5.特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）　リスク2　リスクに対する措置の内容	―	・国税連携システム（eLTAX）において特定個人情報の提供処理を行う場合、システムでは決められた機能以外での提供は行うことができず、提供先として国税庁及び都道府県以外を設定することはできない仕様になっている。 ・地方税ポータルセンタ（eLTAX）と都道府県間は閉域網であるLGWAN、地方税ポータルセンタ（eLTAX）と国税庁間は専用回線を用いており、データも暗号化しているため、情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月2日	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策　5.特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）　リスク2　リスクへの対策は十分か	—	十分である	事前	
令和6年8月2日	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策　5.特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）　リスク3　リスクに対する措置の内容	—	本県で受信した、本県では賦課しない所得税申告書等データを、他都道府県に提供するに当たっては、提供情報及び提供先を複数の職員で確認している。	事前	
令和6年8月2日	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策　5.特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）　リスク3　リスクへの対策は十分か	—	十分である	事前	
令和6年8月2日	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策　6.情報提供ネットワークシステムとの接続		（県税クラウドサービスに関する内容に修正）	事前	
令和6年8月2日	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策　7.特定個人情報の保管・消去		（県税クラウドサービスに関する内容に修正）	事前	
令和6年8月2日	Ⅳ　その他のリスク対策　1.監査　①自己点検／具体的なチェック方法		（県税クラウドサービスに関する内容に修正）	事前	
令和6年8月2日	Ⅳ　その他のリスク対策　1.監査　②監査／具体的な内容		（県税クラウドサービスに関する内容に修正）	事前	
令和6年8月2日	Ⅳ　その他のリスク対策　2.従業者に対する教育・啓発		（県税クラウドサービスに関する内容に修正）	事前	
令和6年8月2日	Ⅳ　その他のリスク対策　3.その他のリスク対策	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	削除	事前	
令和6年8月2日	Ⅴ　開示請求、問合せ　1.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求　③手数料等	無料 手数料は無料とするが、写し等の交付に要する費用は請求者の負担とする。（予定）	有料 行政文書1件につき300円、窓口納付等	事前	
令和6年8月2日	Ⅴ　開示請求、問合せ　1.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求　④個人情報ファイル簿の公表　個人情報ファイル名	1　個人事業税課税事務 2 不動産取得税課税事務 3 自動車税・自動車取得税課税事務 4 県税収納事務 5 県税滞納整理事務	県税クラウドサービスデータベースファイル	事前	
令和6年8月2日	Ⅰ基本情報　5. 個人番号の利用※法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第1の16及び99	番号法第9条第1項　別表の24及び133の項	事前	
令和6年8月2日	Ⅰ基本情報　6. 情報提供ネットワークに情報連携	番号法第19条第1項　別表第2の28の項	番号法第19条第8号及び主務省令	事前	
令和6年8月2日	Ⅲ　4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託　特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		【再委託先が不正に情報を持ち出すリスクへの対策】 ・特定個人情報ファイルを持ち出すケースは、県からの依頼によりアクセスログを県に提供する場合に限られる。 ・特定個人情報ファイルが保管されている委託先データセンタへ接続する場合、静脈認証とICカード認証により入退室管理された運用保守拠点の限定された一区画（PJルーム）からのみ接続を許可している。また、PJルームでは、24時間監視され、撮影可能な機器の持ち込みが禁止されている。 ・特定個人情報が格納される可能性があるログのデータ操作等は、委託先セキュリティ責任者の許可がない限り運用保守担当者の権限では参照することはできない。 ・特定個人情報を可搬媒体への書き出しをする場合、委託先のセキュリティ責任者の承認がなければ持ち出すことはできない。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月23日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要　4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託　委託事項2　⑥委託先名	株式会社アイシーエス	株式会社NTTデータ・アイ	事後	地方税共同機構認定委託事業者への切換えに伴う変更
令和7年1月23日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要　4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託　委託事項2　⑦再委託の有無	再委託しない	再委託する	事後	地方税共同機構認定委託事業者への切換えに伴う変更
令和7年1月23日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要　4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託　委託事項2　⑧再委託の許諾方法		再委託は原則禁止しているが、委託先から再委託の承認申請があり、理由や内容を精査し、県が承認した場合に限り、許諾する。なお、秘密保持等について委託先と同等の一切の義務を遵守させる条件を付す。	事後	地方税共同機構認定委託事業者への切換えに伴う変更
令和7年1月23日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要　4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託　委託事項2　⑨再委託事項		eLTAXサービスの利用における現地対応作業及び問合せ対応	事後	地方税共同機構認定委託事業者への切換えに伴う変更
令和7年1月23日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要　6.特定個人情報の保管・消去　①保管場所	＜国税連携システムにおける措置＞ ・　入退室管理を実施しているサーバー室において保管している。 ・　サーバーへのアクセスはID、パスワードによる認証を必要としている。	＜国税連携システムにおける措置＞ ・（略） ・　サーバーへの入退室には生体認証を利用している。	事後	地方税共同機構認定委託事業者への切換えに伴う変更
令和7年1月23日	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策　7.特定個人情報の保管・消去　⑤物理的対策	＜国税連携システム（eLTAX）における措置＞ ・　重要機械室は、入退室管理システム（24時間稼働のカメラ）で侵入を検知している。 ・　警備会社と契約しており、巡回警備がされている。 ・　中央監視室でオペレーターが24時間常駐し、無人になることがない。 ・　サーバはデータセンタ内に構築し、常時、有人監視を行っている。 ・　サーバが設置してある部屋は、生体認証とICカードにより入退室管理されている。 ・　サーバ機器等ラックは耐震措置が行われており、施錠管理を行っている。 ・　停電によるデータの消失を防ぐために、サーバに無停電電源装置を付設している。 ・　端末設置場所、記録媒体の保管場所については、施錠管理を行っている。	＜国税連携システム（eLTAX）における措置＞ ・常時有人監視を行っている。 ・サーバ室への入退室は生体認証を利用し入退室を制限することで、不正な侵入を防止している。 ・現地監視と遠隔地の監視センタによる二重監視を常時実施している。 ・上記の他、運営元の地方税共同機構が定める情報セキュリティポリシー対策基準に基づき実施されている。	事後	地方税共同機構認定委託事業者への切換えに伴う変更
令和7年1月23日	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策　7.特定個人情報の保管・消去　⑥技術的対策	＜国税連携システム（eLTAX）における措置＞ ・　サーバにアクセスするアカウントの発行は必要最小限とし、定期的にアクセスログの確認を行う。 ・　ウイルス対策ソフトを導入し、常に最新のパターンファイルを適用することによる不正プログラム対策 及びファイアウォール、侵入検知システムによる不正アクセス対策を行う。 ・　不正アクセス防止策として、LGWAN上で運用している。	＜国税連携システム（eLTAX）における措置＞ ・（略） ・　ファイアーウォール等のシステム防護措置により、外部からの不正なアクセスから保護する措置を講ずる。 ・（略） ・上記の他、運営元の地方税共同機構が定める情報セキュリティポリシー対策基準に基づき実施されている。	事後	地方税共同機構認定委託事業者への切換えに伴う変更
令和7年1月23日	Ⅳ　その他のリスク対策　2.従業者に対する教育・啓発	＜国税連携システム（eLTAX）における措置＞ 国税連携システム（eLTAX）については、担当者を、地方税共同機構が毎年実施しているセキュリティ研修に参加させている。	＜国税連携システム（eLTAX）における措置＞ 地方税共同機構職員及び認定委託先事業者の関係者は、地方税共同機構情報セキュリティポリシーにより、研修を行うこととしている。	事後	地方税共同機構認定委託事業者への切換えに伴う変更
令和7年1月23日	Ⅳ　その他のリスク対策　2.従業者に対する教育・啓発	＜県税クラウドサービスにおける措置＞ ・　受託事業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する特記事項を明記し、契約を締結することとしている。 ・　岩手県情報セキュリティーポリシーにより、運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施する。 ・　県税における特定個人情報の取扱基準に基づき、研修等を実施する。	＜県税クラウドサービスにおける措置＞ ・（略） ・　岩手県情報セキュリティーポリシーにより、運用に携わる職員に対し、セキュリティ研修等を行うこととしている。 ・（略）	事後	地方税共同機構認定委託事業者への切換えに伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅰ　基本情報　1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務　②事務の内容	＜個人事業税課税事務＞ 　国税庁から提供される所得税データに基づき、課税対象事業者であるか判定のうえ、課税額を確定し、事業主に納税通知書を送付する。 ＜不動産取得税課税事務＞ 　法務省（地方法務局）の不動産登記情報により不動産の所有権移転を把握、市町村から通知される固定資産課税台帳価格に基づき課税額を確定し、不動産の取得者に納税通知書を送付する。 ＜自動車税種別割課税事務＞ 　国土交通省（運輸支局）から通知される自動車登録データにより、自動車の所有者や排気量等課税に必要なデータを取り込み、課税額を確定し、自動車の所有者に納税通知書を送付する。 ＜収納事務＞ 　各課税額に対応する納付データにより収納処理を行い、過誤納分については還付・充当処理を行う。 ＜滞納整理事務＞ 　納期限までに納付がないものに対して督促や滞納処分を行う。	＜個人事業税課税事務＞ 　国税庁から提供される所得税データに基づき、課税対象事業者であるか判定のうえ、課税額を確定し、事業主に納税通知書を送付する。 ＜不動産取得税課税事務＞ 　法務省（地方法務局）の不動産登記情報により不動産の所有権移転を把握、市町村から通知される固定資産課税台帳価格に基づき課税額を確定し、不動産の取得者に納税通知書を送付する。 ＜自動車税課税事務＞ 　国土交通省（運輸支局）から通知される自動車登録データにより、自動車の所有者や排気量等課税に必要なデータを取り込み、課税額を確定し、自動車の所有者に納税通知書を送付する。 ＜収納事務＞ 　各課税額に対応する納付データにより収納処理を行い、過誤納分については還付・充当処理を行う。 ＜滞納整理事務＞ 　納期限までに納付がないものに対して督促や滞納処分を行う。	事後	軽微な記載の見直し
	Ⅰ　基本情報　2．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム　システム1　①システムの名称	岩手県税務総合オンラインシステム（県税クラウドサービス）（以下、「県税クラウドサービス」という。）	県税クラウドサービス	事後	軽微な記載の見直し
	Ⅰ　基本情報　2．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム　システム1　③他のシステムとの接続	国税連携システム（eLTAX）	地方税ポータルシステム（eLTAX）	事前	
	Ⅰ　基本情報　2．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム　システム2　①システムの名称	国税連携システム（eLTAX）	地方税ポータルシステム（eLTAX）	事前	
	Ⅰ　基本情報　2．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム　システム2　②システムの機能	国税連携は、税務署に申告された所得税確定申告書等のデータを、国税庁及び地方税ポータルセンタ（eLTAX）から総合行政ネットワーク（LGWAN）を通じて地方団体に電子的に送付するもので、平成23年1月4日（平成22年分確定申告）から開始された。＜申告書データ受信機能＞税務署に申告された所得税確定申告書等データを受領するための機能。 ＜団体間回送機能＞都道府県から他の都道府県に対して、所得税申告書等データを回送するための機能。	国および地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、地方税共同機構（旧 地方税電子化協議会）が構築したシステムであり、平成17年1月から運用が開始された。データの送受信はすべて総合行政ネットワーク（LGWAN※）を通じて行われる。本システム内には、以下のとおり特定個人情報を取り扱うサブシステムが設けられている。 ※…インターネットから切り離された国や地方公共団体との通信のための閉域網 1．国税連携システム ＜申告書データ受信＞・・・税務署に申告された所得税確定申告書等データを受領するための機能。 ＜国税・地方税間照会業務＞…国税・地方税間で滞納情報に係る照会回答を行う機能。 ＜団体間回送業務＞・・・地方公共団体間で税務署に申告された所得税申告書を回送するための機能。 2．地方税外部連携システム ＜団体間照会業務＞・・・地方公共団体間で滞納情報に係る照会回答を行う機能。 ＜団体間回送業務＞・・・地方公共団体間で不動産評価情報の通知等を回送するための機能。 3．eLTAX通知等電子配信システム 　自動車税納税通知書等の電子通知希望申請の受付機能及び、電子通知希望申請のあった納税者に対して電子的に配信を行う機能。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	（別添1）事務の内容 （備考）	①納税者から提出される個人番号が記載された申告書等を受付け、確認を行う。 ②関係機関等からの情報により個人番号が記載された申告書等の確認を行う。 ③必要に応じて納税者や申告書等の内容について調査を行う。 ④①～③により課税した内容について、納税者に納税通知書を送付する。 ⑤①～③により決定した減免決定について、納税者に減免決定通知書等を送付する。	①納税者から提出される個人番号が記載された申告書等を受付け、確認を行う。 ②関係機関等からの情報により個人番号が記載された申告書等の確認を行う。 ③国税庁（税務署）に提出された所得税申告書のうち、個人事業税の納税義務者に係るもの及び国税・地方税間で滞納情報に係る照会回答情報について、地方税ポータルセンタ経由で国税連携システムへと連携されたデータを取り込む。 ④地方公共団体間で回送する不動産評価情報等、滞納情報に係る照会回答情報について地方税外部連携システムへ連携されたデータを取り込む。 ⑤必要に応じて納税者や申告書等の内容について調査を行う。 ⑥①～⑤により課税した内容について、納税者に納税通知書を送付する。 ⑦納税義務者等から受け付けた納税通知書電子通知希望申請に対し、納税通知書電子データをeLTAX通知等電子配信システムへ登録して通知する。 ⑧①～⑤により決定した減免決定について、納税者に減免決定通知書等を送付する。	事前	
	（別添1）事務の内容 （備考）	⑥納税者が納付書等により納付したことについて、金融機関からの領収済通知書等により確認する。 ⑦納付額が課税額より多い場合は、納税者に還付充当通知書の送付と超過額の還付を行う。 ⑧納税者からの個人番号が記載された納税証明書交付請求書を受付け、確認を行う。 ⑨⑧に係る納税証明書を納税者に交付する。 ⑩納税者からの納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は、納税者に督促状を送付する。 ⑪（⑫）督促した納税者から納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は、催告書の送付や滞納整理を行う。	⑨納税者が納付書等により納付したことについて、金融機関からの領収済通知書等により確認する。 ⑩納付額が課税額より多い場合は、納税者に還付充当通知書の送付と超過額の還付を行う。 ⑪納税者からの個人番号が記載された納税証明書交付請求書を受付け、確認を行う。 ⑫⑨に係る納税証明書を納税者に交付する。 ⑬納税者からの納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は、納税者に督促状を送付する。 ⑭（⑮）督促した納税者から納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は、催告書の送付や滞納整理を行う。	事前	
	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要　2. 基本情報　⑥事務担当部署	税務課、広域振興局県税部、県税部県税センター、経営企画部県税室、経営企画部地域振興センター県税室、岩手県東京事務所	税務課、広域振興局県税部（駐在含む）、経営企画部県税室（駐在含む）、岩手県県税センター、岩手県東京事務所	事後	リスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更
	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要　3. 特定個人情報の入手・使用　②入手方法	国税連携システム　/　住民基本台帳システム	地方税ポータルシステム（eLTAX）　/　住民基本台帳システム	事前	
	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要　3. 特定個人情報の入手・使用　③入手の時期・頻度	・　本人又は本人の代理人から申告等を受ける都度 ・　国税庁、他の地方公共団体から税情報等の提供を受ける都度 ・　基本4情報、個人番号の確認が必要な都度 （いずれも年間を通じて日次で随時の入手を行っている）	・　本人又は本人の代理人から申告又は申請等を受ける都度 ・　国税庁、他の地方公共団体から税情報等の提供を受ける都度 ・　基本4情報、個人番号の確認が必要な都度 （いずれも年間を通じて日次で随時の入手を行っている）	事前	
	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要　3. 特定個人情報の入手・使用　⑦使用の主体　使用部署	広域振興局県税部、県税部県税センター、経営企画部県税室、経営企画部地域振興センター県税室、岩手県東京事務所	税務課、広域振興局県税部（駐在含む）、経営企画部県税室（駐在含む）、岩手県県税センター、岩手県東京事務所	事後	リスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更
	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要　4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託　委託事項1	岩手県税務総合オンラインシステム（県税クラウドサービス）の運用維持管理業務	県税クラウドサービスの運用維持管理業務	事後	軽微な記載の見直し
	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要　4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託　委託事項1　①委託内容	岩手県税務総合オンラインシステム（県税クラウドサービス）の運用、維持管理に関する業務	県税クラウドサービスの運用、維持管理に関する業務	事後	軽微な記載の見直し
	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要　4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託　委託事項2	国税連携システム（eLTAX）の運用業務	地方税ポータルシステム（eLTAX）の運用業務	事前	
	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要　4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託　委託事項2　①委託内容	国税連携システム（eLTAX）と岩手県税務総合オンラインシステム（県税クラウドサービス）間とのデータ連携等に係る業務	地方税ポータルシステム（eLTAX）と県税クラウドサービス間とのデータ連携等に係る業務	事前	
	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要　4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託　委託事項2　②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲　対象となる本人の範囲	各税法の規定により国税当局に提出される税務関係書類に個人番号を記載することとされている者（所得税申告者等）で、都道府県に事務所又は事業所を有する者が行う事業のうち、地方税法に定められている事業（法定業種）の課税調査対象者	納税者及び課税調査対象者	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要　4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託　委託事項2　②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲　その妥当性	国税連携システム（eLTAX）の安定的な維持運用等を図るため、地方税共同機構が認定した事業者に運用業務を委託する必要がある。	地方税ポータルシステム（eLTAX）の安定的な維持運用等を図るため、地方税共同機構が認定した事業者に運用業務を委託する必要がある。	事前	
	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要　6．特定個人情報の保管・消去　①保管場所	＜県税クラウドサービスにおける措置及び文書における措置＞ ・　データセンターは国内にあり、委託業者により24時間365日有人監視 ・監視カメラでの監視を実施している。 ・　県税クラウドサービスにアクセスできる環境への入室は、IDカード、指紋認証による多要素認証にて入室を制限し、入退室はすべて記録している。 ・　紙媒体の保管は、保護責任者が定めた場所に保管し、事務取扱担当者以外が閲覧できないよう施錠を行っている。 ・特定個人情報を取り扱う事務を実施する区域を設定し、パーテーションや受付棚等によって部外者（県職員以外）の立ち入りを制限している。 ＜国税連携システムにおける措置＞ ・　入退室管理を実施しているサーバー室において保管している。 ・　サーバーへの入退室には生体認証を利用している。 ～以下変更なしのため略～	＜県税クラウドサービスにおける措置及び文書における措置＞ ・　データセンターは国内にあり、委託業者により24時間365日有人監視 ・監視カメラでの監視を実施している。 ・　県税クラウドサービスにアクセスできる環境への入室は、IDカード、指紋認証による多要素認証にて入室を制限し、入退室はすべて記録している。 ・　紙媒体の保管は、保護責任者が定めた場所に保管し、事務取扱担当者以外が閲覧できないよう施錠を行っている。 ・特定個人情報を取り扱う事務を実施する区域を設定し、パーテーションや受付棚等によって部外者（県職員以外）の立ち入りを制限している。 ＜地方税ポータルシステム（eLTAX）における措置＞ ・　入退室管理を実施しているサーバー室において保管している。 ・　サーバーへの入退室には生体認証を利用している。 ～以下変更なしのため略～	事前	
	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要　6．特定個人情報の保管・消去　③消去方法	＜県税クラウドサービスにおける措置及び文書における措置＞ 　保管期間を経過しかつ完納分の特定個人情報については、システムで条件設定し定期的（年度毎）に消去する。申告書等の紙媒体については、シュレッダーによる裁断、焼却、溶解処理を行う。電子記録媒体について は、復元及び判読が不可能となる方法により消去する。 ＜国税連携システムにおける措置＞ 　操作手引書（国税連携クライアント端末）で定められた手順により消去する。 ～以下変更なしのため略～	＜県税クラウドサービスにおける措置及び文書における措置＞ 　保管期間を経過しかつ完納分の特定個人情報については、システムで条件設定し定期的（年度毎）に消去する。申告書等の紙媒体については、シュレッダーによる裁断、焼却、溶解処理を行う。電子記録媒体について は、復元及び判読が不可能となる方法により消去する。 ＜地方税ポータルシステム（eLTAX）における措置＞ 　操作手引書で定められた手順により消去する。 ～以下変更なしのため略～	事前	
	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策　2．特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）　リスク2：　不適切な方法で入手が行われるリスク　リスクに対する措置の内容	法令で定められた手続・様式により特定個人情報の入手を行うことで、その用途を本人に明示し、本人についての必要な情報のみを入手する。他機関から情報を入手する際も同様に、法令で定められた手続・様式及びデータ標準などにより授受をすることで、不必要な情報を入手すること及び必要な情報を不正な方法で入手することを防止する。	法令で定められた手続・様式により特定個人情報の入手を行うことで、その用途を本人に明示し、本人についての必要な情報のみを入手する。他機関から情報を入手する際も同様に、法令で定められた手続・様式及びデータ標準などにより授受をすることで、不必要な情報を入手すること及び必要な情報を不正な方法で入手することを防止する。 　eLTAX通知等電子配信システムでは、納税者が申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。システムの画面の誘導において納税者に理解してもらいながら操作をしていただくことで、納税者に過剰な負担をかけることなく申請を実施いただけるよう措置を講じている。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策　2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）リスク3：　入手した特定個人情報が不正確であるリスク　　入手の際の本人確認の措置の内容	<本人から個人番号の提供を求める場合の措置> 　番号法等の法令に基づき、個人番号カード、運転免許証及び旅券等の書類で確認するなどの方法により行う。 <代理人から個人番号の提供を求める場合の措置> 　番号法等の法令に基づき、委任状等で代理権の確認を行うとともに、個人番号カード、運転免許証及び旅券等の書類で代理人の本人確認を行う。	<本人から個人番号の提供を求める場合の措置> 　番号法等の法令に基づき、個人番号カード、運転免許証及び旅券等の書類で確認するなどの方法により行う。 <代理人から個人番号の提供を求める場合の措置> 　番号法等の法令に基づき、委任状等で代理権の確認を行うとともに、個人番号カード、運転免許証及び旅券等の書類で代理人の本人確認を行う。 ＜地方税ポータルシステム（eLTAX）＞ 　国税連携システムおよび地方税外部連携システムで送信される情報は、番号法令に基づき本人確認された情報が受信される。 　eLTAX通知等電子配信システムにおいては、納税義務者が申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付す必要があり、有効性確認、改ざん検知等の署名検証を実施することで本人確認を実施する。	事前	
	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策　2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）リスク3：　入手した特定個人情報が不正確であるリスク　　個人番号の真正性確認の措置の内容	番号法等の法令に基づき、個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票の写し等の書類で確認するなどの方法により行う。	番号法等の法令に基づき、個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票の写し等の書類又は住民基本台帳ネットワークで確認するなどの方法により行う。	事前	
	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策　2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）リスク3：　入手した特定個人情報が不正確であるリスク　　特定個人情報の正確性確保の措置の内容	県に提出された申告書等に記載される氏名・住所等の本人確認に関わる情報は、個人番号カード、運転免許証及び旅券等の書類などにより確認し、保存期間の範囲で原本を保管する。また、これらの情報は県税クラウドサービス内の税情報等との突合及びその他の調査により随時の確認と修正を行う。	県に提出された申告書等に記載される氏名・住所等の本人確認に関わる情報は、個人番号カード、運転免許証及び旅券等の書類などにより確認し、保存期間の範囲で原本を保管する。また、これらの情報は県税クラウドサービス内の税情報等との突合及びその他の調査により随時の確認と修正を行う。 　eLTAX通知等電子配信システムにおいては、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を自動転記することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する。	事前	
	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策　2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）リスク4：　入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク　リスクに対する措置の内容	＜本人または本人代理人からの入手＞ 　本人から直接書面を受け取ることを原則とし、郵送などの場合は担当名及び所在地を明示し、当該所在地あての送付を案内する。 ＜国税庁、他自治体、他部署からの入手＞ ・国税庁、市町村、地方公共団体情報システム機構は、使用目的が法令に基づくものであることを理　解したうえで法令に基づいて情報を提供する。 ・国税連携システムでは、決められた必要な情報しか提供を受け付けないように、システムで制御する。	＜本人または本人代理人からの入手＞ 　本人から直接書面を受け取ることを原則とし、郵送などの場合は担当名及び所在地を明示し、当該所在地あての送付を案内する。 ＜国税庁、他自治体、他部署等からの入手＞ ・国税庁、市町村、地方公共団体情報システム機構は、使用目的が法令に基づくものであることを理　解したうえで法令に基づいて情報を提供する。 ・地方税ポータルシステム（eLTAX）では、LGWAN回線を用いた暗号化通信により、外部への漏えい等が起こらないようにしている。また、決められた必要な情報しか提供を受け付けないように、システムで制御を行う。	事前	
	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策　3. 特定個人情報の使用　リスク1：　目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク　事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	県税クラウドサービス及び国税連携システムでは、税務に関係の無い情報を保有していないため、税務以外の情報との紐付けは行われない。	県税クラウドサービス及び地方税ポータルシステム（eLTAX）では、税務に関係の無い情報を保有していないため、税務以外の情報との紐付けは行われない。	事前	
	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策　3. 特定個人情報の使用　リスク2：　権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク　ユーザ認証の管理　具体的な管理方法	・県税クラウドサービスの利用に使用する端末へのログインにあたっては、ユーザーID、パスワードによるログイン認証及びICカード認証によりアクセス制御を行う。 ・県税クラウドサービスへのアクセスにあたっては、ユーザーID、パスワードによるログイン認証及び端末にクライアント証明書をインストールすることによりアクセス制御を行う。	・特定個人情報にアクセスできる端末へのログインにあたっては、ユーザーID、パスワードによるログイン認証及びICカード認証によりアクセス制御を行う。 ・県税クラウドサービスへのアクセスにあたっては、ユーザーID、パスワードによるログイン認証及び端末にクライアント証明書をインストールすることによりアクセス制御を行う。また、地方税ポータルシステム（eLTAX）については、ユーザーID及びパスワードにより認証を行い、利用者ごとに付与された権限の範囲内でのみ利用可能としている。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策　3. 特定個人情報の使用　リスク2：　権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク　アクセス権限の発効・失効の管理　具体的な管理方法	県税クラウドサービス管理者は発令などにより異動となる職員を確認し、ユーザIDの発行、失効又は権限の変更を行っている。	システム管理者は発令などにより異動となる職員を確認し、ユーザIDの発行、失効又は権限の変更を行っている。	事前	
	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策　3. 特定個人情報の使用　リスク2：　権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク　特定個人情報の使用の記録　具体的な方法	・県税クラウドサービスのあて名ファイルの共通番号情報へのアクセス記録は、アクセスログ（レコード種別、番号（キー情報）、アクセス日時、ユーザID等）として記録する。 ・不正な操作が無いことについて、操作履歴により適時確認する。 ・アクセス記録は最低7年間保管する。	・県税クラウドサービスのあて名ファイルの共通番号情報へのアクセス記録は、アクセスログ（レコード種別、番号（キー情報）、アクセス日時、ユーザID等）として記録する。また、地方税ポータルシステム（eLTAX）においては、利用者による操作内容及びアクセス履歴を記録する。 ・不正な操作が無いことについて、操作履歴により適時確認する。 ・アクセス記録は最低7年間保管する。	事前	
	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策　5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）　リスク1：　不正な提供・移転が行われるリスク　特定個人情報の提供・移転の記録　具体的な方法	国税連携システム（eLTAX）を利用して他都道府県へ提供する特定個人情報については、送信処理の際に、データ登録を行った職員名や送信日時、送信状況等がシステム上に記録される。	地方税ポータルシステム（eLTAX）を利用して他の地方公共団体へ提供する特定個人情報については、送信処理の際に、データ登録を行った利用者名や送信日時、送信状況等がシステム上に記録される。	事前	
	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策　5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）　リスク1：　不正な提供・移転が行われるリスク　特定個人情報の提供・移転に関するルール　ルールの内容及びルール遵守の確認方法	国税連携システム（eLTAX）は、不正防止として決められた提供先以外への情報提供は行うことができないシステムとなっている。その仕様は、内閣総理大臣が定める番号法施行規則第20条第3号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準をeLTAXの運営事業者（地方税共同機構）が確認し、全国共通のシステムとして運営されているものである。	地方税ポータルシステム（eLTAX）は、不正防止として決められた提供先以外への情報提供は行うことができないシステムとなっている。その仕様は、内閣総理大臣が定める番号法施行規則第20条第3号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準をeLTAXの運営事業者（地方税共同機構）が確認し、全国共通のシステムとして運営されているものである。	事前	
	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策　5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）　リスク2：　不適切な方法で提供・移転が行われるリスク　リスクに対する措置の内容	・国税連携システム（eLTAX）において特定個人情報の提供処理を行う場合、システムでは決められた機能以外での提供は行うことができず、提供先として国税庁及び都道府県以外を設定することはできない仕様になっている。・地方税ポータルセンタ（eLTAX）と都道府県間は閉域網であるLGWAN、地方税ポータルセンタ（eLTAX）と国税庁間は専用回線を用いており、データも暗号化している。	・地方税ポータルシステム（eLTAX）において特定個人情報の提供処理を行う場合、システムでは決められた機能以外での提供は行うことができず、提供先として国税庁及び地方公共団体以外を設定することはできない仕様になっている。 ・地方税ポータルセンタ（eLTAX）と地方公共団体間は閉域網であるLGWAN、地方税ポータルセンタ（eLTAX）と国税庁間は専用回線を用いており、データも暗号化している。	事前	
	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策　7. 特定個人情報の保管・消去　リスク1：　特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク　⑤物理的対策　具体的な対策の内容	＜県税クラウドサービスにおける措置＞・サーバ及び周辺機器を設置しているマシン室は、施錠管理、ICカードと暗証番号による入退室管理をしている。・　委託先等がマシン室へ入室する際は、職員が立会いを行い、マシン室への電子記録媒体等の機器類の不要な持込みがないことを確認している。・　マシン室には、監視カメラが設置されており、サーバを格納しているラックも施錠管理している。また、マシン室は、免震構造になっており、サーバを格納しているラックも耐震措置を施している。・サーバ及び周辺機器には予備電源を設置している。・　文書については、パーテーションや受付棚等によって、物理的に外部から手の届かない場所に保管している。事務処理後は、施錠管理した書庫で保管している。＜国税連携システム（eLTAX）における措置＞・常時有人監視を行っている。・サーバ室への入退室は生体認証を利用し入退室を制限することで、不正な侵入を防止している。・現地監視と遠隔地の監視センタによる二重監視を常時実施している。・上記の他、運営元の地方税共同機構が定める情報セキュリティポリシー対策基準に基づき実施されている。 ～以下変更なしのため略～	＜県税クラウドサービスにおける措置＞・サーバ及び周辺機器を設置しているマシン室は、施錠管理、ICカードと暗証番号による入退室管理をしている。・　委託先等がマシン室へ入室する際は、職員が立会いを行い、マシン室への電子記録媒体等の機器類の不要な持込みがないことを確認している。・　マシン室には、監視カメラが設置されており、サーバを格納しているラックも施錠管理している。また、マシン室は、免震構造になっており、サーバを格納しているラックも耐震措置を施している。・サーバ及び周辺機器には予備電源を設置している。・　文書については、パーテーションや受付棚等によって、物理的に外部から手の届かない場所に保管している。事務処理後は、施錠管理した書庫で保管している。＜地方税ポータルシステム（eLTAX）における措置＞・常時有人監視を行っている。・サーバ室への入退室は生体認証を利用し入退室を制限することで、不正な侵入を防止している。・現地監視と遠隔地の監視センタによる二重監視を常時実施している。・上記の他、運営元の地方税共同機構が定める情報セキュリティポリシー対策基準に基づき実施されている。 ～以下変更なしのため略～	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策　7. 特定個人情報の保管・消去　リスク1：　特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク　⑥技術的対策　具体的な対策の内容	＜県税クラウドサービスにおける措置＞・　業務端末にはウィルス対策ソフトウェアを導入し、定期的にウィルスパターンファイルの更新を行っている。・　委託先事業者が利用する業務端末には、各種外部接続端子の接続を制限するソフトウェアを導入している。・　県税クラウドサービスで利用する庁内ネットワークは、外部接続のネットワークと分離した庁内ネットワーク（VPNまたは専用線）を利用している。・県税クラウドサービスが稼働するサーバが設置されているデータセンタと庁内ネットは、LGWAN回線で接続されファイアウォールで保護されている。・　県税クラウドサービスからファイルをダウンロードする際は、端末及び外部記録装置に保存しないよう職員に周知し、業務の都合上保存が必要な場合は、当該ファイルにはパスワードを設定する。 ＜国税連携システム（eLTAX）における措置＞・　サーバにアクセスするアカウントの発行は必要最小限とし、定期的にアクセスログの確認を行う。・　ファイアーウォール等のシステム防護措置により、外部からの不正なアクセスから保護する措置を講ずる。・　不正アクセス防止策として、LGWAN上で運用している。・上記の他、運営元の地方税共同機構が定める情報セキュリティポリシー対策基準に基づき実施されている。 ～以下変更なしのため略～	＜県税クラウドサービスにおける措置＞・　業務端末にはウィルス対策ソフトウェアを導入し、定期的にウィルスパターンファイルの更新を行っている。・　委託先事業者が利用する業務端末には、各種外部接続端子の接続を制限するソフトウェアを導入している。・　県税クラウドサービスで利用する庁内ネットワークは、外部接続のネットワークと分離した庁内ネットワーク（VPNまたは専用線）を利用している。・県税クラウドサービスが稼働するサーバが設置されているデータセンタと庁内ネットは、LGWAN回線で接続されファイアウォールで保護されている。・　県税クラウドサービスからファイルをダウンロードする際は、端末及び外部記録装置に保存しないよう職員に周知し、業務の都合上保存が必要な場合は、当該ファイルにはパスワードを設定する。 ＜地方税ポータルシステム（eLTAX）における措置＞ ・　サーバにアクセスするアカウントの発行は必要最小限とし、定期的にアクセスログの確認を行う。・　ファイアーウォール等のシステム防護措置により、外部からの不正なアクセスから保護する措置を講ずる。・　不正アクセス防止策として、LGWAN上で運用しており、外部への漏えい等が起こらないようにしており、通信自体の暗号化を行う。・上記の他、運営元の地方税共同機構が定める情報セキュリティポリシー対策基準に基づき実施されている。 ～以下変更なしのため略～	事前	
	Ⅳ　その他のリスク対策　1. 監査　①自己点検　具体的なチェック方法	＜県税クラウドサービスにおける措置＞ 　県税における特定個人情報の取扱基準に基づき年１回自己点検を実施することとしている。 ＜国税連携システム（eLTAX）における措置＞ 　岩手県情報セキュリティーポリシーに基づき制定した、岩手県税務総合オンラインシステム管理要領により、運用に携わる職員により、年１回、２月に自己点検を実施することとしている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 　運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。	＜税務事務における措置＞ 　岩手県情報セキュリティーポリシーに基づき制定した、県税における特定個人情報取扱基準により、税務事務に携わる職員は、年１回、２月に自己点検を実施することとしている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 　運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。	事前	
	Ⅳ　その他のリスク対策　1. 監査　②監査　具体的な内容	＜県税クラウドサービスにおける措置＞ 　岩手県情報セキュリティポリシーに基づき、委託先に対し情報セキュリティ監査を実施することとしている。 ＜国税連携システム（eLTAX）における措置＞ 　認定委託事業者等に対し、地方税共同機構が毎年度、情報セキュリティ監査（外部委託）を実施している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・　運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 ・　政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	＜県税クラウドサービスにおける措置＞ 　岩手県情報セキュリティポリシーに基づき、委託先に対し情報セキュリティ監査を実施することとしている。 ＜地方税ポータルシステム（eLTAX）における措置＞ 　認定委託事業者等に対し、地方税共同機構が毎年度、情報セキュリティ監査（外部委託）を実施している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・　運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 ・　政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅳ　その他のリスク対策　2. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	＜県税クラウドサービスにおける措置＞ ・　受託事業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する特記事項を明記し、契約を締結することとしている。 ・　岩手県情報セキュリティーポリシーにより、運用に携わる職員に対し、セキュリティ研修等を実施する。・　県税における特定個人情報の取扱基準に基づき、研修等を実施する。 ＜国税連携システム（eLTAX）における措置＞ 　地方税共同機構職員及び認定委託先事業者の関係者は、地方税共同機構情報セキュリティポリシーにより、研修を行うこととしている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・　中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・　中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	＜県税クラウドサービスにおける措置＞ ・　受託事業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する特記事項を明記し、契約を締結することとしている。 ・　岩手県情報セキュリティーポリシーにより、運用に携わる職員に対し、セキュリティ研修等を実施する。 ・　県税における特定個人情報の取扱基準に基づき、研修等を実施する。 ＜地方税ポータルシステム（eLTAX）における措置＞ 　地方税共同機構職員及び認定委託先事業者の関係者は、地方税共同機構情報セキュリティポリシーにより、研修を行うこととしている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・　中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・　中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	事前	
	Ⅴ　開示請求、問合せ　1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求　④個人情報ファイル簿の公表　公表場所	県ホームページで公表 https://www.pref.iwate.jp/kensei/jouhoukoukai/1045703/index.html	県ホームページで公表 https://www.pref.iwate.jp/kensei/jouhoukoukai/1079206/1079231.html	事後	軽微な記載の見直し
	Ⅵ　評価実施手続　1. 基礎項目評価　①実施日	令和6年4月1日		事後	「変更後の記載」は特定個人情報保護委員会への提出にあたって決裁となった日を記載する。
	Ⅵ　評価実施手続　2. 国民・住民等からの意見の聴取 ②実施日・期間	令和6年5月20日～令和6年6月21日まで（1か月間）	令和8年11月16日～令和8年12月17日まで（1か月間）	事前	
	Ⅵ　評価実施手続　2. 国民・住民等からの意見の聴取 ④主な意見の内容	「Ⅲ.4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託」について、委託先が県に無断で再委託を行うなどの不正があった際に、特定個人情報が流出する懸念がある。その対策はされているか。明記がない場合は、明記すべきである。		事後	「変更後の記載」は意見聴取後に記載する。
	Ⅵ　評価実施手続　2. 国民・住民等からの意見の聴取 ⑤評価書への反映	「Ⅲ　4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置」へ追記		事後	「変更後の記載」は意見聴取後に記載する。
	Ⅵ　評価実施手続　3. 第三者点検　①実施日	2024/7/30		事後	「変更後の記載」は第三者点検後に記載する。
	Ⅵ　評価実施手続　3. 第三者点検　②方法	岩手県情報公開・個人情報保護等審査会		事後	「変更後の記載」は第三者点検後に記載する。
	Ⅵ　評価実施手続　3. 第三者点検　③結果	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第27条第1項に規定する指針（以下「指針」という。）に定める実施手続等に適合した特定個人情報保護評価を実施していると認められる。　また、特定個人情報保護評価の内容は、指針に定める特定個人情報保護評価の目的等に照らし妥当と認められる		事後	「変更後の記載」は第三者点検後に記載する。